第1回 建設厚生委員会記録

1 日 時 平成30年 3月16日(金) 午前10時00分 開会

2 場 所 議会委員会室

3 出席委員 5名

堀 川 義 徳 委 員 長 委 昌 関根正明 副 季 員 長 八木清 山川香 委 昌 渡 辺 幹

4 欠席委員 0名

5 欠 員 1名

6 職務出席者 0名

7 説明員 5名

 市
 長
 入
 村
 明
 健康保険課長
 見波淑江

 建設課長
 杉本和弘
 環境生活課長
 岡田雅美

 福祉介護課長
 葭原利昌

8 事務局員 4名

長 道下啓子(午前) 局 澤 正 眀 主 査 長 主 事 齊 木 直 樹(午後) 庶 務 係 池 田 清

9 件 名

議案第13号 平成30年度新潟県妙高市一般会計予算

議案第 14 号 平成 30 年度新潟県妙高市国民健康保険特別会計予算

議案第 15 号 平成 30 年度新潟県妙高市後期高齢者医療特別会計予算

議案第 18 号 平成 30 年度新潟県妙高市介護保険特別会計予算

議案第24号 平成29年度新潟県妙高市一般会計補正予算(第8号)

議案第27号 平成29年度新潟県妙高市介護保険特別会計補正予算(第5号)

議案第32号 妙高市都市公園条例の一部を改正する条例議定について

議案第33号 妙高市雇用促進住宅駐車場設置条例を廃止する条例議定について

議案第44号 新潟県妙高市道路占用料等徴収条例の一部を改正する条例議定について

議案第45号 妙高市営住宅条例の一部を改正する条例議定について

議案第46号 妙高市指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定める条例議定について

議案第47号 妙高市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例議定について

議案第48号 妙高市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例議定について

議案第49号 妙高市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のため の効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例議定について 議案第50号 妙高市手数料条例の一部を改正する条例議定について

議案第51号 妙高市介護保険条例の一部を改正する条例議定について

議案第52号 妙高市国民健康保険条例等の一部を改正する条例議定について

議案第53号 妙高市後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例議定について

○委員長(堀川義徳) ただいまから建設厚生委員会を開会いたします。

これより議事に入ります。

当委員会に付託されました案件は、議案第13号の所管事項、議案第14号、議案第15号及び議案第18号の予算4件、 議案第24号の所管事項及び議案第27号の補正予算2件、議案第32号、議案第33号、議案第44号から議案第53号の条 例改正等12件の合計18件であります。

議案第32号 妙高市都市公園条例の一部を改正する条例議定について

- ○委員長(堀川義徳) 初めに、議案第32号 妙高市都市公園条例の一部を改正する条例議定についてを議題とします。 提案理由の説明を求めます。建設課長。
- ○建設課長(杉本和弘) ただいま議題となりました議案第32号 妙高市都市公園条例の一部を改正する条例議定について御説明申し上げます。

本案は、都市公園法及び同法施行令の一部改正に伴うものであり、1点目としては、法改正により新たに飲食店 や売店等の公園施設の設置や管理を民間事業者の公募により行う制度が創設されたことから、これらの公募対象公 園施設を設置する場合の建蔽率の上乗せ上限を当該都市公園の敷地面積の100分の10とするものであります。

2点目といたしましては、公園施設として設けられる運動施設の敷地面積割合の上限について、これまで政令で 定められているものが条例で定めることとなったため、これまでと同じく当該都市公園の敷地面積の100分の50とす るものであります。

3点目といたしましては、法改正により新たに保育所、その他の社会福祉施設の占用が認められるようになった ことから、その使用料を妙高市行政財産目的外使用料徴収条例を準用するものとして規定するものであります。

以上、議案第32号につきまして御説明申し上げましたが、よろしく御審議の上、議決賜りますようお願い申し上げます。

- ○委員長(堀川義徳) これより議案第32号に対する質疑を行います。 渡辺委員。
- ○渡辺委員(渡辺幹衛) 今の都市公園条例の建蔽率を変える、この問題につきましては、児童体育館が建ったときから抵触するんじゃないかといっていろいろもめて担当者も苦労していたんですけど、今度のは流れの中で見ると、保育園の建設もにらんで行政目的外使用ということで許可しようとしているんですけど、今の案で言うと、保育園が建つ前と建つ後では実際の実質建蔽率はどのくらいになっているんですか。
- ○委員長(堀川義徳) 建設課長。
- ○建設課長(杉本和弘) 新井運動公園で申し上げますと、全体の面積が4万968平米に対しまして、既存建物の面積が4904平米ほどで、約12%となっております。
- ○委員長(堀川義徳) 渡辺委員。
- ○渡辺委員(渡辺幹衛) これ保育園の計画も入れてこうなるんですか。
- ○委員長(堀川義徳) 建設課長。

- ○建設課長(杉本和弘) 保育園は占用物件としての扱いになりますので、この建蔽率とは関係ございません。
- ○委員長(堀川義徳) これにて質疑を終わります。

これより討論を行います。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○委員長(堀川義徳) これにて討論を終わります。

これより採決します。

議案第32号 妙高市都市公園条例の一部を改正する条例議定については、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○委員長(堀川義徳) 異議なしと認めます。

よって議案第32号は原案のとおり可決されました。

議案第33号 妙高市雇用促進住宅駐車場設置条例を廃止する条例議定について

○委員長(堀川義徳) 次に、議案第33号 妙高市雇用促進住宅駐車場設置条例を廃止する条例議定についてを議題と します。

提案理由の説明を求めます。建設課長。

○建設課長(杉本和弘) ただいま議題となりました議案第33号 妙高市雇用促進住宅駐車場設置条例を廃止する条例 議定について御説明申し上げます。

雇用促進住宅ひだのもり宿舎及び妙高高原宿舎が平成29年11月に独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構から民間事業者に売却されたことに伴い、これまで市が管理していた雇用促進住宅駐車場の取り扱いについて、売却先である民間事業者と協議をしてまいりましたが、平成30年4月から普通財産として一部を民間事業者へ貸し付け駐車場として使用させるため、条例を廃止したいものであります。

以上、議案第33号につきまして御説明申し上げましたが、よろしく御審議の上、議決賜りますようお願い申し上げます。

- ○委員長(堀川義徳) これより議案第33号に対する質疑を行います。 渡辺委員。
- ○渡辺委員(渡辺幹衛) ひだのもりは、民間事業者にというけど、実際はどこがどんな利用をするんですか。
- ○委員長(堀川義徳) 建設課長。
- ○建設課長(杉本和弘) ひだのもり宿舎にはですね、西側と北側に駐車場がございますが、今のところの入り込み台 数ですと、西側の駐車場しかですね、借り受けをしてもですね、採算が合わないというようなことがございまして、 西側駐車場1885平米、72台分について貸し付けたいというふうに考えております。
- ○委員長(堀川義徳) 渡辺委員。
- ○渡辺委員(渡辺幹衛) 住宅はそのまま住宅として払い下げを受けて使うんですか。
- ○委員長(堀川義徳) 建設課長。
- ○建設課長(杉本和弘) 独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構から民間事業者へ11月1日付で払い下げが行われたということでございます。
- ○委員長(堀川義徳) 渡辺委員。
- ○渡辺委員(渡辺幹衛) 参考までに、民間事業者ってどこですか。

- ○委員長(堀川義徳) 建設課長。
- ○建設課長(杉本和弘) 東日本民間賃貸サービス合同会社でございます。
- ○委員長(堀川義徳) これにて質疑を終わります。

これより討論を行います。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○委員長(堀川義徳) これにて討論を終わります。

これより採決します。

議案第33号 妙高市雇用促進住宅駐車場設置条例を廃止する条例議定については、原案のとおり決定することに 御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○委員長(堀川義徳) 異議なしと認めます。

よって、議案第33号は原案のとおり可決されました。

議案第24号 平成29年度新潟県妙高市一般会計補正予算(第8号)のうち当委員会所管事項

- ○委員長(堀川義徳) 次に、議案第24号 平成29年度新潟県妙高市一般会計補正予算(第8号)を議題とします。 提案理由の説明を求めます。建設課長。
- ○建設課長(杉本和弘) ただいま議題となりました議案第24号 平成29年度新潟県妙高市一般会計補正予算(第8号) のうち、建設課所管分について御説明申し上げます。

まず、歳出について御説明申し上げます。11ページをごらんください。一番下の8款4項5目住宅整備費の市営住宅整備事業の旧市営高柳住宅2号棟解体撤去工事につきましては、当初社会資本整備総合交付金の公営住宅等ストック総合改善事業交付金を活用する予定で計画いたしましたが、当初配分がなかったため、今後の対応について県と協議をしてきましたが、今後も同事業での配分が期待できないことから、新設されました空き家再生等推進事業交付金を活用してはどうかという助言があり、要望したところ、2月の国の補正予算により追加配分されたものであります。今回発注に先立ちまして、アスベストの調査を実施したところ、階段室の天井と壁、また住居内の天井の塗料に飛散しないタイプのアスベストの含有が確認されたため、その除去費を増額したいものであります。

また、13ページの一番上の旧市営高柳住宅2号棟跡地整備工事につきましては、建物解体撤去後の跡地整備につきましても、新設された空き家再生等推進事業交付金の対象となることから、あわせて要望したところ、追加配分されたことから、工事費を増額したいものでございます。

次に、歳入について申し上げます。戻っていただいて、9ページをお開きください。上段の15款2項5目2節住 宅費補助金は、今ほど御説明いたしましたように、空き家再生等推進事業交付金を増額し、公営住宅等ストック総 合改善事業交付金を減額したいものでございます。

最後に4ページをお開きください。第2表、繰越明許費補正のうち、8款2項道路橋梁費の道路新設改良事業及び橋梁長寿命化事業、11款2項公共土木施設災害復旧費の公共土木施設災害復旧事業につきましては、降雪等により一部事業で年度内完了が見込めないことから、繰越明許費の設定を行いたいものであります。また、8款2項道路橋梁費の克雪施設整備事業と今ほど説明した4項住宅費の市営住宅整備事業につきましては、2月の国の補正予算で交付金が追加配分されたことで、年度内完了が見込めないことから、繰越明許費の設定を行いたいものであります。

以上で建設課所管分の説明を終わります。

- ○委員長(堀川義徳) 福祉介護課長。
- ○福祉介護課長(葭原利昌) 続きまして、福祉介護課所管分につきまして御説明申し上げます。

まず、歳入から申し上げます。9ページをごらんください。18款1項2目社会福祉に対する指定寄付金17万7000円は、社会福祉に対する指定寄付金2件分です。

次に、歳出について申し上げます。11ページをお開きください。3款1項1目社会福祉総務費の介護保険特別会計繰出金1343万1000円は、特別会計における保険給付費の増額等に対する市のルール分を一般会計から繰り出しするものです。次のふれあい福祉基金積立金17万7000円は、先ほど申し上げました指定寄付金2件分の全額をふれあい福祉基金に積み立てたいものです。

以上、議案第24号について御説明申し上げましたが、よろしく御審議の上、議決を賜りますようお願い申し上げます。

- ○委員長(堀川義徳) これより議案第24号に対する質疑を行います。 渡辺委員。
- ○渡辺委員(渡辺幹衛) 高柳のこの2号棟の跡地は公園ですか、何にするんですか。
- ○委員長(堀川義徳) 建設課長。
- ○建設課長(杉本和弘) 地区の行事とかですね、催し物を行うような地区のコミュニティスペースとして整備をした いというふうに考えております。
- ○委員長(堀川義徳) 渡辺委員。
- ○渡辺委員(渡辺幹衛) あそこでの駐車場問題は、今心配ないんですか。
- ○委員長(堀川義徳) 建設課長。
- ○建設課長(杉本和弘) 既存の駐車場で足りております。
- ○委員長(堀川義徳) 渡辺委員。
- ○渡辺委員(渡辺幹衛) そうすると、橋梁の関係での繰り越し事業は、対象事業をお尋ねします。
- ○委員長(堀川義徳) 建設課長。
- ○建設課長(杉本和弘) 橋梁長寿命化事業の繰り越しの明細でございますけれども、第1橋目が今現在工事を進めております郷田切橋橋梁かけかえ工事の下部工事についてでございます。もう一件がこれも大鹿地内で進めております大橋橋梁修繕工事について繰り越しをしたいというものでございます。
- ○委員長(堀川義徳) これにて質疑を終わります。

これより討論を行います。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○委員長(堀川義徳) これにて討論を終わります。

これより採決します。

議案第24号 平成29年度新潟県妙高市一般会計補正予算(第8号)については、原案のとおり決定することに御 異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○委員長(堀川義徳) 異議なしと認めます。

よって、議案第24号は原案のとおり可決されました。

議案第27号 平成29年度新潟県妙高市介護保険特別会計補正予算(第5号)

○委員長(堀川義徳) 次に、議案第27号 平成29年度新潟県妙高市介護保険特別会計補正予算(第5号)についてを 議題とします。

提案理由の説明を求めます。福祉介護課長。

○福祉介護課長(葭原利昌) ただいま議題となりました議案第27号 平成29年度新潟県妙高市介護保険特別会計補正 予算(第5号)につきまして御説明申し上げます。

まず、歳入から申し上げます。特8、9ページをお開きください。1 款保険料から8 款繰越金につきましては、保険給付費に対する国・県・市等のルール分の負担金、交付金、一般会計繰入金等であります。特8ページ下段から特10、11ページ、10款 1 項 1 目財政安定化基金貸付金につきましては、平成29年度までの第6期介護保険事業計画期間における介護給付費の増に伴い、保険料等が不足する見込みであるため、県から借り入れを行うものであります。

次に、歳出について申し上げます。特12、13ページをお開きください。2款1項1目在宅サービス給付費8842万6000円の増は、短期入所生活介護や福祉用具貸与などの在宅系サービスの利用実績が当初予算を上回る見込みであることから、増額したいものです。その下の2目施設サービス給付費以降の各種サービス給付費につきまして、予算の過不足を調整したいものであります。

戻っていただきまして、特4ページ、第2表、地方債の介護保険事業は、先ほど歳入で御説明いたしました県財 政安定化基金貸付金に係るものであります。

以上、議案第27号について御説明申し上げましたが、よろしく御審議の上、議決を賜りますようお願い申し上げます。

○委員長(堀川義徳) これより議案第27号に対する質疑を行います。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○委員長(堀川義徳) これにて質疑を終わります。

これより討論を行います。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○委員長(堀川義徳) これにて討論を終わります。

これより採決します。

議案第27号 平成29年度新潟県妙高市介護保険特別会計補正予算(第5号)については、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○委員長(堀川義徳) 異議なしと認めます。

よって、議案第27号は原案のとおり可決されました。

議案第44号 新潟県妙高市道路占用料等徴収条例の一部を改正する条例議定について

○委員長(堀川義徳) 次に、議案第44号 新潟県妙高市道路占用料等徴収条例の一部を改正する条例議定についてを 議題とします。

提案理由の説明を求めます。建設課長。

○建設課長(杉本和弘) ただいま議題となりました議案第44号 新潟県妙高市道路占用料等徴収条例の一部を改正する条例議定について御説明申し上げます。

本案は、平成29年4月1日に道路法施行令が改正され、平成27年度の固定資産税評価額の評価がえ等の地価水準

の変動等を反映して、国及び県の道路占用料が見直されたことから、当市においても県に準じた変更を行い、条例を改正するものであります。

以上、議案第44号につきまして御説明申し上げましたが、よろしく御審議の上、議決賜りますようお願い申し上げます。

○委員長(堀川義徳) これより議案第44号に対する質疑を行います。 委員長、交代します。

[委員長、副委員長と交代]

- ○副委員長(八木清美) 堀川委員。
- ○堀川委員(堀川義徳) 今回条例表のほうにいろいろ金額が載っているんですが、要は値上がりしたものと値下がり したもの両方あるんですが、この主な考え方というんですかね、国のほうがそういった形にしたということになれ ば、何か考え方があればその辺お聞かせ願いたいんですが。
- ○副委員長(八木清美) 建設課長。
- ○建設課長(杉本和弘) 見直しはですね、固定資産税評価を参考にですね、県のほうもしているということでございます。それで、電柱管理などにつきましては、若干上がっていると、広告塔、看板などは下がっているものがあるというような内容でございます。
- ○副委員長(八木清美) 堀川委員。
- ○堀川委員(堀川義徳) そうなんですね。電柱とかですね、値上がりしているものもあれば、看板とかが何か値下が りしているということで、これは国に準ずるということで、主な理由というのは特に課長のほうで把握されていな いということなんでしょうか。
- ○副委員長(八木清美) 建設課長。
- ○建設課長(杉本和弘) 御指摘の点につきましては、把握しておりません。

[副委員長、委員長と交代]

- ○委員長(堀川義徳) 渡辺委員。
- ○渡辺委員(渡辺幹衛) 今の答弁で、国に準ずるという話がありましたけど、これは明らかに自治事務ですから、別に準じなくてもいいはずです。それで、具体例としてちょっとお聞きしたいんですけど、表も国のとおりだということになればそれでいいんですけど、妙高市においては上空とか、地下通路とかという事例はあるんですか。
- ○委員長(堀川義徳) 建設課長。
- ○建設課長(杉本和弘) 上空と言いますのは、建物から建物の間を2階から2階へ渡るための廊下を設けてあるとかですね、ということでございまして、以前はあったんですけど、今現在ちょっと私のほうで確認しておりませんので、お答えできません。
- ○委員長(堀川義徳) 渡辺委員。
- ○渡辺委員(渡辺幹衛) 地下はありますか。
- ○委員長(堀川義徳) 建設課長。
- ○建設課長(杉本和弘) 地下についてはなかったと思っております。
- ○委員長(堀川義徳) 渡辺委員。
- ○渡辺委員(渡辺幹衛) 標識というのもありませんか、ありますか。
- ○委員長(堀川義徳) 建設課長。
- ○建設課長(杉本和弘) 確認をしてお答えいたします。

○委員長(堀川義徳) これにて質疑を終わります。

これより討論を行います。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○委員長(堀川義徳) これにて討論を終わります。

これより採決します。

議案第44号 新潟県妙高市道路占用料等徴収条例の一部を改正する条例議定については、原案のとおり決定する ことに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○委員長(堀川義徳) 異議なしと認めます。

よって、議案第44号は原案のとおり可決されました。

議案第45号 妙高市営住宅条例の一部を改正する条例議定について

- ○委員長(堀川義徳) 次に、議案第45号 妙高市営住宅条例の一部を改正する条例議定についてを議題とします。 提案理由の説明を求めます。建設課長。
- ○建設課長(杉本和弘) ただいま議題となりました議案第45号 妙高市営住宅条例の一部を改正する条例議定について御説明申し上げます。

本案は、公営住宅法の改正に伴い、市営住宅の入居者で認知症等の理由により毎年提出する収入申告書の提出が 困難と認められる者につきましては、その申告義務を免除するほか、引用条項が変更となることから、条例を改正 するものであります。申告義務が免除された入居者につきましては、市が把握した収入額をもって次年度の家賃決 定を行うこととなります。

以上、議案第45号につきまして御説明申し上げましたが、よろしく御審議の上、議決賜りますようお願い申し上げます。

○委員長(堀川義徳) これより議案第45号に対する質疑を行います。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○委員長(堀川義徳) これにて質疑を終わります。

これより討論を行います。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○委員長(堀川義徳) これにて討論を終わります。

これより採決します。

議案第45号 妙高市営住宅条例の一部を改正する条例議定については、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○委員長(堀川義徳) 異議なしと認めます。

よって、議案第45号は原案のとおり可決されました。

議案第46号 妙高市指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定める条例議定につ

いて

○委員長(堀川義徳) 次に、議案第46号 妙高市指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定める

条例議定についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。福祉介護課長。

○福祉介護課長(葭原利昌) ただいま議題となりました議案第46号 妙高市指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定める条例議定について御説明申し上げます。

参考資料に基づき本条例の概要を説明させていただきますので、議案の後ろに添付しております議案第46号参考をごらんください。このたびの条例改正は、介護保険法で規定いたします指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準の改正省令が公布され、これまで都道府県において行われていた居宅介護支援事業者の指定につきまして、市町村に権限が移譲されることとなり、居宅介護支援事業を行う事業所における介護支援専門員等の人員及び運営に関する基準等を市の条例で定めるものです。あわせて次の3点について、市独自基準で定めております。

1点目は、介護保険法、介護保険法施行規則で定められているため、指定居宅介護支援事業者は法人格を有するものとしております。 2点目は、基準省令ではサービス提供記録などの保存期間は2年間となっておりますが、保険者の介護報酬過誤返還請求権が地方自治法の時効の規定によりまして、5年間有効でありますので、保存期間を5年間としております。3点目は、妙高市暴力団排除条例が施行されておりますので、市民の安心、安全を図ることが重要であることから、暴力団排除の規定を設けるものであります。

なお、施行期日につきましては、本年4月1日とするものであります。

以上、議案第46号について御説明申し上げましたが、よろしく御審議の上、議決を賜りますようお願い申し上げます。

○委員長(堀川義徳) これより議案第46号に対する質疑を行います。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○委員長(堀川義徳) これにて質疑を終わります。

これより討論を行います。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○委員長(堀川義徳) これにて討論を終わります。

これより採決します。

議案第46号 妙高市指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定める条例議定については、原 案のとおり決定することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○委員長(堀川義徳) 異議なしと認めます。

よって、議案第46号は原案のとおり可決されました。

議案第47号 妙高市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条 例議定について

○委員長(堀川義徳) 次に、議案第47号 妙高市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準 等を定める条例議定についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。福祉介護課長。

○福祉介護課長(葭原利昌) ただいま議題となりました議案第47号 妙高市指定地域密着型サービスの事業の人員、 設備及び運営に関する基準等を定める条例議定について御説明申し上げます。

参考資料に基づき本条例の概要を説明させていただきますので、議案の後ろに添付しております議案第47号参考

をごらんください。このたびの条例改正は、介護保険法で規定する指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及 び運営に関する基準の改正省令が公布されたことから、この基準と同様の改正を行うものであります。主な改正内 容としては、共生型地域密着型通所介護に関する基準の新設、共用型指定認知症対応型通所介護事業所の利用定員 の変更、指定認知症対応型共同生活介護事業者について、身体的拘束等の適正化を運営基準に規定、ユニット型指 定地域密着型介護老人福祉施設について、身体的拘束等の適正化、緊急時等の対応などを運営基準に規定するもの であります。

なお、今回の市条例の改正につきましては、国の基準省令に基本的に準ずる形で全部改正を行うものであります。 また、施行期日につきましては、本年4月1日とするものであります。

以上、議案第47号について御説明申し上げましたが、よろしく御審議の上、議決を賜りますようお願い申し上げます。

- ○委員長(堀川義徳) これより議案第47号に対する質疑を行います。 渡辺委員。
- ○渡辺委員(渡辺幹衛) この参考の中に説明あります障がい者が65歳以上になってもとありますね。これは、国のの は変わったというのに合わせたと言いますけど、おとついの岡山地裁の判決では、そういう扱いは違法だという話 まで出ているんですよね。そうすると、ここでは今までお尋ねしたときは、実態に合わせて非常に不利な扱いにな らないように配慮はしていきたいという答弁でしたが、今度今の判決がそうなったり、ここで変わって利用できる サービスを新設というのと、実態としてはどんなふうになりますか。
- ○委員長(堀川義徳) 福祉介護課長。
- ○福祉介護課長(葭原利昌) 今回のこの条例で、新たに新設をされましたこの共生型サービスの創設でございますけれども、まずこちらにつきましては、やはり障がい者が65歳以上になっても使いなれた事業所においてサービスを利用しやすくするという観点、それから福祉に携わる人材を有効活用する意味で、地域の実情に合わせて人材をうまく活用しながらサービス提供を行うという観点で設けられたという内容です。具体的には、今障がい福祉サービスで、例えば生活介護ですとか、自立訓練ですとか、児童発達支援というサービスを提供しているんですけども、それは介護保険法で言うところのサービス、デイサービスと似ている部分があると、そういった部分で今まではこれは障がい者施設での対応、こちらは介護保険での対応と、そうじゃなくてそれをともにやるという新しい制度でございます。今委員さんおっしゃられました岡山の例の関係でございますけども、当市につきましてもですね、いわゆる障がい者サービスと介護保険のサービスの関係でございますけれども、65歳以上になったら全て全員介護保険対応だよということではなくてですね、それぞれの特性、実態に応じて、現に障がい福祉サービスと介護保険を併用している方はですね、今本年度ですけど、9名いらっしゃいます。そういう状況でございます。
- ○委員長(堀川義徳) これにて質疑を終わります。

これより討論を行います。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○委員長(堀川義徳) これにて討論を終わります。

これより採決します。

議案第47号 妙高市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例議定については、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○委員長(堀川義徳) 異議なしと認めます。

- 議案第48号 妙高市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密 着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定 める条例議定について
- ○委員長(堀川義徳) 次に、議案第48号 妙高市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並び に指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例議定 についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。福祉介護課長。

○福祉介護課長(葭原利昌) ただいま議題となりました議案第48号 妙高市指定地域密着型介護予防サービスの事業 の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関す る基準等を定める条例議定について御説明申し上げます。

参考資料に基づき本条例の概要を説明させていただきますので、議案の後ろに添付しております議案第48号参考をごらんください。このたびの条例改正は、介護保険法で規定する指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準の改正省令が公布されたことから、この基準と同様の改正を行うものであります。

主な改正内容としては、共用型指定介護予防認知症対応型通所介護事業所の利用定員の変更、指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業者について、身体的拘束等の適正化などを運営基準に規定するものです。

なお、今回の市条例の改正につきましては、国の基準省令に基本的に準ずる形で全部改正を行うものであります。 また、施行期日につきましては、本年4月1日とするものであります。

以上、議案第48号について御説明申し上げましたが、よろしく御審議の上、議決を賜りますようお願い申し上げます。

○委員長(堀川義徳) これより議案第48号に対する質疑を行います。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○委員長(堀川義徳) これにて質疑を終わります。

これより討論を行います。

「「なし」と呼ぶ者あり〕

- ○委員長(堀川義徳) これにて討論を終わります。
 - これより採決します。
- ○委員長(堀川義徳) 議案第48号 妙高市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定 地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例議定につい ては、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○委員長(堀川義徳) 異議なしと認めます。

よって、議案第48号は原案のとおり可決されました。

議案第49号 妙高市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護 予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例議定について ○委員長(堀川義徳) 次に、議案第49号 妙高市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援 等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例議定についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。福祉介護課長。

○福祉介護課長(葭原利昌) ただいま議題となりました議案第49号 妙高市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例議定について御説明申し上げます。

参考資料に基づき本条例の概要を説明させていただきますので、議案の後ろに添付しております議案第49号参考をごらんください。このたびの条例改正は、介護保険法で規定する指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準の改正省令が公布されたことから、この基準と同様の改正を行うものであります。主な改正内容は、指定介護予防支援事業者の利用者に対する手続の説明及び同意についての見直し等が行われたため追加するものです。

なお、今回の市条例の改正については、国の基準省令に基本的に準ずる形で全部改正を行います。また、指定介護予防支援事業者は、妙高市地域包括支援センターであります。

施行期日につきましては、本年4月1日とするものであります。

以上、議案第49号について御説明申し上げましたが、よろしく御審議の上、議決を賜りますようお願い申し上げます。

○委員長(堀川義徳) これより議案第49号に対する質疑を行います。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○委員長(堀川義徳) これにて質疑を終わります。

これより討論を行います。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○委員長(堀川義徳) これにて討論を終わります。

これより採決します。

議案第49号 妙高市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例議定については、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○委員長(堀川義徳) 異議なしと認めます。

よって、議案第49号は原案のとおり可決されました。

議案第50号 妙高市手数料条例の一部を改正する条例議定について

- ○委員長(堀川義徳) 次に、議案第50号 妙高市手数料条例の一部を改正する条例議定についてを議題とします。 提案理由の説明を求めます。福祉介護課長。
- ○福祉介護課長(葭原利昌) ただいま議題となりました議案第50号 妙高市手数料条例の一部を改正する条例議定に ついて御説明申し上げます。

本案は、平成30年4月1日以降の介護予防・日常生活支援総合事業における事業者の指定、更新の手続の際に、 地域密着型サービス事業者から手数料を徴収するため、妙高市手数料条例の一部を改正したいものであります。

主な改正点につきまして御説明申し上げます。1枚おめくりください。別表第2中、上から9行目になりますが、

第3項第3号(3)でございますが、介護予防・日常生活支援総合事業の訪問サービスと通所サービスもしくはどちらか一方を行っている事業者が新たに地域密着型サービス事業を一体的に運営しようとする場合に8700円を徴収するよう規定するものであります。

続きまして、もう一枚おめくりください。上から9行目になりますが、第13項第5号(5)でございます。これにつきましては、地域密着型サービスの事業者が新たに介護予防・日常生活支援総合事業の訪問サービスと通所サービスもしくはどちらか一方を一体的に運営しようとする場合に8700円を徴収するよう規定するものであります。なお、手数料の額につきましては、当市の介護保険関係条例と同額でございます。

以上、議案第50号につきまして御説明申し上げましたが、よろしく御審議の上、議決賜りますようお願い申し上げます。

○委員長(堀川義徳) これより議案第50号に対する質疑を行います。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○委員長(堀川義徳) これにて質疑を終わります。

これより討論を行います。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○委員長(堀川義徳) これにて討論を終わります。

これより採決します。

議案第50号 妙高市手数料条例の一部を改正する条例議定については、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○委員長(堀川義徳) 異議なしと認めます。

よって、議案第50号は原案のとおり可決されました。

議案第51号 妙高市介護保険条例の一部を改正する条例議定について

- ○委員長(堀川義徳) 次に、議案第51号 妙高市介護保険条例の一部を改正する条例議定についてを議題とします。 提案理由の説明を求めます。福祉介護課長。
- ○福祉介護課長(葭原利昌) ただいま議題となりました議案第51号 妙高市介護保険条例の一部を改正する条例議定 について御説明申し上げます。

このたびの条例改正は、平成30年度から平成32年度までの3年間を計画期間とする第7期介護保険事業計画において、介護保険事業費の伸び、65歳以上の負担割合の変更及び介護報酬改定等を加味するとともに、65歳以上の被保険者の負担能力に応じた所得段階別の保険料を設定するために保険料区分を現行の9段階から11段階に見直し、介護保険料基準月額を6900円に改定したいものであります。また、介護保険料の普通徴収の納期につきまして、国民健康保険税や後期高齢者医療保険料と合わせ、現行の8期から9期にふやすほか、介護保険法の改正に伴い、市が行います保険給付等に関する必要な調査や罰則対象者の規定をあわせて定めるものであります。介護保険料の算定及び段階別区分の設定につきましては、議案の後ろに添付しております議案第51号参考をごらんください。

まず、1ページをごらんください。 1、介護保険給付費と地域支援事業費の推移と推計でございますが、まず介護保険事業費につきまして、第6期の合計が約124億9000万円に対し、第7期の合計は約133億1000万円と6.6%の伸びとなっております。これは、第6期中のサービス利用の状況を踏まえたほか、介護基盤整備の影響、第7期での0.54%の介護報酬改定、平成30年度から地域支援事業で筋力向上型サービス等の提供、これらによるものでござい

ます。

続きまして、2ページをごらんください。4、介護保険料基準額の算定につきまして御説明いたします。第7期における介護保険事業費につきましては、今ほど御説明したとおりでございますが、このほか65歳以上の第1号被保険者の保険料の負担割合が22%から23%に変更されるほか、今年度借り入れを行う財政安定化基金貸付金2500万円を償還することなどを踏まえ、保険料基準年額は8万2736円の見込みとなり、100円未満の端数を整理し、8万2800円としたいものであります。これを12カ月で割り返し、月額では6900円としたいものでございます。

続きまして、3ページをごらんください。5、介護保険料(所得段階別)についてですが、第1段階から第5段階までは対象者の要件や保険料率は第6期と変更ございません。第6段階から第8段階につきましては、今回国の合計所得金額の基準が変更されたことを踏まえるとともに、第9段階以降につきましては、これまで290万円以上を一くくりにしておりました区分を負担能力に応じた負担を求めるために、新たに第10段階として前年の合計所得金額が400万円以上600万円未満の人について、これらの方々については基準額の1.8倍、そして第11段階として、前年合計所得金額が600万円以上の人につきましては、基準額の2倍と設定したものでございます。

以上、議案第51号につきまして御説明申し上げましたが、よろしく御審議の上、議決を賜りますようお願い申し上げます。

- ○委員長(堀川義徳) これより議案第51号に対する質疑を行います。 渡辺委員。
- ○渡辺委員(渡辺幹衛) 今説明がありましたように、これだけかかるんだと言われて、それも推計値が入りますから、 きっちりそのとおりかわからないんですけど、これがこれだけ必要だという説明があって、そしてそれに対する被 保険者の割合がこうだからと計算すると、式でちょうど出てくるのはこれだ。そう言われると、何とも言ってみよ うがないんですけどね、6 期ではそういう計算していったら運営審議会ですか、6271円だと出たんですよね。6275円 だと言ったのを実際は5950円に抑えたわけです。そういう配慮はできないのか、いかがですか。
- ○委員長(堀川義徳) 福祉介護課長。
- ○福祉介護課長(葭原利昌) 第6期のこの保険料を算定する過程でございますけども、今委員さんおっしゃられた 6200円何がしの段階について、それ以降お示しした以降ですね、国の介護保険の介護報酬の改定がございました。 2.27%の減額でございました。それを踏まえて3月議会に上程させていただいたのは、介護保険給付費が下がり、 そしてまた割り返しをして保険料月額5950円になったものでございますし、またそのときにはその当時ですね、い わゆる介護給付費準備基金繰入金3000万だったか、4000万だったかと思われますが、そういったものを繰り入れな がら5950円になったという経過でございます。そういった状況でございまして、今回の第7期につきましてはです ね、その引き下げをするに必要なですね、そういう準備基金等がございませんし、また庁内でもいろいろと検討い たしました。一般会計からの繰入金はどうなんだというようなお話もございましたけども、これにつきましては、 いわゆる保険者保険料で賄っているこれは独立の会計であって、一般会計からの繰入金というのはこれは認められ ていないという状況の中で、介護保険運営審議会の皆様方にもお諮りする中でですね、御了承をいただいたもので ございます。
- ○委員長(堀川義徳) 渡辺委員。
- ○渡辺委員(渡辺幹衛) 利用すれば負担は1割から3割になるとか、施設利用は要介護度3以上でなければだめだといって、だんだん狭められていく。その中で、保険料だけはこのような計算するとどんどん上がる仕組みになっている。そして、今特別会計だから一般会計からの繰り入れという制限の話も出ましたけど、国では法令にないお金まで思いやり予算だなんていって例年出しているわけですよね。そういう点では、50億近い財政調整基金もある、

道の駅にも7億も8億も使うようになる、そういう中でそれこそ介護保険のこの制度でいえば、私は思いやり繰り入れというか、繰り出しがあってもいいんじゃないかと思うんですが、それはそれとしまして、20市の中では順位は改定された後はどのようになる見込みですか。

- ○委員長(堀川義徳) 福祉介護課長。
- ○福祉介護課長(葭原利昌) 今各市町村でですね、ちょうど今議会でこの介護保険料のですね、第7期の保険料を審議されているところでございます。県に確認したところでございますけれども、1月末の速報値といいますか、中間報告値でございますけども、20市中では当市のこの6900円が一番高いという状況で、県内30市町村の中では2番目でございます。
- ○委員長(堀川義徳) 渡辺委員。
- ○渡辺委員(渡辺幹衛) この高くなる原因は、何ですか。施設整備がし過ぎなのか、利用者が多過ぎるのか、どうい う理由でなるんですか。
- ○委員長(堀川義徳) 福祉介護課長。
- ○福祉介護課長(葭原利昌) まず、6900円という背景といいますか、どういう要因でというようなところなんですが、 やはり高齢化の進展ですとか、要介護認定者の増加の影響があろうかと思います。当市につきましては、やはりほ かの自治体に比べて高齢化が早く進んできたということがまずあります。それに伴って、やはり要介護認定者も多 い、そしてまた施設等の待機者も多かったと。それに応じてですね、この施設整備、基盤整備を計画的に進めてき たことがまず考えられます。一方で、そういったことでですね、在宅介護が限界になった方々ですとか、あるいは 認知症の方々の受け皿となって、家族の介護負担につきましては、相当軽減されてきているんだろうなというふう に思っております。そういうような見方をしております。
- ○委員長(堀川義徳) 渡辺委員。
- ○渡辺委員(渡辺幹衛) 上越市は、見積もりが甘かったのか、計画立てながら仕事をしなかったのか、いろいろあるんでしょうけど、取り過ぎたといって基金もいっぱいあったから、むしろ6期で下げたり、また低く全国3番目だとか、新潟県で1番目だとかいって悪評していたんですけど、それをそっくり妙高市が肩がわりしてやるような格好になるんですが、このような格好でやると、ずっとその傾向が続くんじゃないかと思いますが、その見通しはどうなんですか。
- ○委員長(堀川義徳) 福祉介護課長。
- ○福祉介護課長(葭原利昌) 今後の見通しでございますけども、第7期につきましては、施設整備については計画しておりません。基本的には現状の施設の状況を見込んでおります。在宅サービスにつきましては、御案内のとおりですね、非常に介護保険制度も定着してまいりました。2000年の施行からもう18年もたって、ホームヘルプですとか、デイサービス、ショートスティ等はもう一般的になっておりますし、また近年整備されてまいりました小規模多機能施設といったものもですね、各地にあって、それらについての稼働率も今順々に高くなっていると聞いておりますので、在宅系のサービスもこれからは伸びていくだろうというふうに思っております。そういうふうに思っております。
- ○委員長(堀川義徳) 渡辺委員。
- ○渡辺委員(渡辺幹衛) 初期コストが高くならないようにといって、市の土地を低廉で貸し付けたり、無料で貸し付けたりする制度をとって努力していることはわかるんですよ。そういう努力も限界なんですか、そういう新たに皆さんの知恵と工夫で、そういう格好で保険料を少しでも抑えるという施策は考えられませんか。
- ○委員長(堀川義徳) 福祉介護課長。

- ○福祉介護課長(葭原利昌) やはり要介護度に応じてまた介護報酬も増減したり、もちろん利用者負担も増減します。 そういった意味で、いわゆる介護保険の理念、目的であります自立支援を進めるか、自立支援を進める一番の鍵は、 介護予防でございます。そういう意味では、介護予防をこれはもう全市的に進めるんだと、要介護3が要介護4、 5にならないように、あるいはなったとしてもその時期をおくらせるということです。それによってですね、いわ ゆる介護保険給付費の急増ですとか、かさみを予防していくということになるんだろうと思っています。
- ○委員長(堀川義徳) 渡辺委員。
- ○渡辺委員(渡辺幹衛) 元気100歳の運動もあるように、介護と保険が連携して、国保ばっかじゃなくて、民間のというか、企業保険もそうですけど、連携するシステムを築き上げないと妙高市は常にトップランナーになっていくような気もするんです。ただ、課長が今言われたように、施設整備はもうストップ。とりあえず第7期はストップさせたいと、こう言っているんですけど、うちの施設に定数の中で、市外の皆さんが利用している割合というのは、どのくらいあるんですか。
- ○委員長(堀川義徳) 福祉介護課長。
- ○福祉介護課長(葭原利昌) 今現在妙高市の特別養護老人ホームにですね、457名が入所しております。6 施設に457名 が入っております。そのうちの妙高市民ですね、妙高市民は329名でございまして、市民の方が入所している割合は 72%でございまして、差し引き28%の人は市外の方という状況でございます。
- ○委員長(堀川義徳) 渡辺委員。
- ○渡辺委員(渡辺幹衛) この割合、7割ちょっとぐらい市民が直接利用している、市外の人も住居の特例の問題もありますから、ただで使っているわけじゃないでしょうけど、上越市や糸魚川市は特に一番高かった上越市なんかでは、どんなふうにやっているんですか。
- ○委員長(堀川義徳) 福祉介護課長。
- ○福祉介護課長(葭原利昌) 昔の措置時代と違いまして、介護保険制度始まりましたので、同程度というふうに承知 しております。
- ○委員長(堀川義徳) 渡辺委員。
- ○渡辺委員(渡辺幹衛) 妙高市が頑張って施設を整備したら、ほかの自治体の皆さんが使用する、逆の面もあるんで しょうけど、そのことによって妙高市の保険料が上がるなんていう要因にはなりませんか。
- ○委員長(堀川義徳) 福祉介護課長。
- ○福祉介護課長(葭原利昌) 住所地特例という制度がございまして、そこは出身市、自治体のほうで負担するという 制度でございますので、そこは大丈夫かと思っています。
- ○委員長(堀川義徳) 渡辺委員。
- ○渡辺委員(渡辺幹衛) ことしの1月の半ばに朝日新聞では、特養ベッド買いが横行している。自治体は補助金で入 所者枠を確保している。そういうふうな1ベッド50万だとか、そんなふうにやって、まるで商取引だという記事が 載ったんですけど、それはこことは全く関係ありませんか。
- ○委員長(堀川義徳) 福祉介護課長。
- ○福祉介護課長(葭原利昌) そのような事案はございません。
- ○委員長(堀川義徳) これにて質疑を終わります。

これより討論を行います。

渡辺委員。

○渡辺委員(渡辺幹衛) 先ほどの質疑でも申し上げましたけど、利用は制限される、使用料は高くなる、その上介護

保険料もこのままでいくと後期高齢者ではありませんけど、どんどん上がるシステムになっている、ここは何とか しなければそれこそ悲鳴が聞こえそうです。そういう点では、こういう条例改正今そのまま賛成するわけにはいき ません、反対です。

○委員長(堀川義徳) これにて討論を終わります。

これより起立により採決をします。

議案第51号 妙高市介護保険条例の一部を改正する条例議定については、原案のとおり決定することに賛成委員の起立を求めます。

[賛成者起立]

○委員長(堀川義徳) 御着席ください。

賛成委員多数であります。

よって、議案第51号は原案のとおり可決されました。

議案第52号 妙高市国民健康保険条例等の一部を改正する条例議定について

○委員長(堀川義徳) 次に、議案第52号 妙高市国民健康保険条例等の一部を改正する条例議定についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。健康保険課長。

○健康保険課長(見波淑江) ただいま議題となりました議案第52号 妙高市国民健康保険条例等の一部を改正する条 例議定について御説明申し上げます。

本案は、平成30年度からの国民健康保険制度の都道府県単位化に伴い、市が県に対して納付する国民健康保険事業費納付金に要する財源の確保のため、国民健康保険税率及び税の軽減額の変更を行うほか、関係法令の改正に伴い、引用条項等が変更となることから、3件の条例を改正するものであります。

それでは、議案第52号参考の妙高市国民健康保険条例等新旧対照表をごらんください。主なものにつきまして御説明申し上げます。まず、1件目であります。第1条の妙高市国民健康保険条例の一部改正につきましては、国民健康保険法において、国民健康保険運営協議会の名称が国民健康保険事業の運営に関する協議会となることに伴い、国民健康保険運営協議会についての名称を規定する条を追加するものであります。

1 枚めくりまして、下のページ、下段をごらんください。 2件目であります第 2条の妙高市国民健康保険税条例の一部改正につきましては、さらにめくっていただきまして、第 4条、第 6条及び第 6条の 2 では、基礎課税分(医療給付費分)の税率につきまして、所得割は6.84%を7.32%に、均等割は 1 万7400円を 1 万1300円に、平等割は 2 万600円を 1 万4100円に改正するものであります。

次の第6条の3、第6条の4及び第6条の5では、後期高齢者支援金等分の税率につきまして、所得割は3.22%を3.24%に、均等割は7900円を5000円に、平等割は9400円を6200円に改正するものであります。

次の第6条の6及び第6条の7では、介護納付金分の税率につきまして、所得割は3.20%から2.23%に、均等割は1万5100円から7800円に改正するものであります。

次の第8条では、国民健康保険税納付時の被保険者の経済的負担を緩和するため、3月に第9期を設け、全9期とするものであります。

次の第10条の1号、2号、3号では、保険税の軽減対象7割、5割、2割軽減の低所得者世帯について、それぞれの世帯区分に応じて税率改定に合わせ、軽減額について改定するものであります。なお、第6条の2、第6条の5及び第10条で規定しています特定世帯及び特定継続世帯の税額につきましても、改定するものであります。保険

税率改定の概要につきましては、新旧対照表の次の議案第52号参考の縦型の資料に記載してございます。

また、新旧対照表のほう最終ページをごらんください。 3件目であります第3条の妙高市国民健康保険財政調整基金条例の一部改正につきましては、国民健康保険財政調整基金を処分することができる場合について、国民健康保険事業費納付金の納付に要する財源の不足額に充てる規定を追加するものであります。

以上、議案第52号につきまして御説明申し上げましたが、よろしく御審議の上、議決賜りますようお願い申し上げます。

- ○委員長(堀川義徳) これより議案第52号に対する質疑を行います。 渡辺委員。
- ○渡辺委員(渡辺幹衛) 以前からこの賦課割合ですか、均等割と応能割さんざん論議されましたよね、新井市だった ときも非常に応能割が35対65みたいに多かった。それを国や県の監査で50対50にしろという指導がかなり強力に入 って、担当者の皆さんはせつない思いで抵抗していた部分もあるんじゃないかと思うんですけど、そこは今は広域 化というか、県単位化になったんですけど、どんな話がされているんですか。
- ○委員長(堀川義徳) 健康保険課長。
- ○健康保険課長(見波淑江) 広域化に伴いまして、応能、応益割合の50対50という規定のほうが外れますので、それ に伴いまして私どものほうで検討した結果、61対39にしたものであります。
- ○委員長(堀川義徳) 渡辺委員。
- ○渡辺委員(渡辺幹衛) それで、もう一つお尋ねしたいんですけどね、この間総括質疑でも出されましたけど、応益 割のところの均等割、平等割があるんですけど、所得もない子供の数をそこで掛け算するのは、非常に問題がある んじゃないかという話がありましたけど、そういう点については、もう一度考え方をお聞かせください。
- ○委員長(堀川義徳) 健康保険課長。
- ○健康保険課長(見波淑江) 被用者保険との比較の中では、被用者保険におきましては、働いている本人のみ扶養を何人抱えようと保険料は給料の標準報酬に応じて決定されるという、そういう仕組みの中においては、国民健康保険制度の中で所得のない子供たちに均等割がかかるということにつきましては、個人的には矛盾を感じている状況にはございます。
- ○委員長(堀川義徳) 渡辺委員。
- ○渡辺委員(渡辺幹衛) それこそこれは市の制度でやるんですから、ここのとこにしんしゃくがあってもよいんじゃないか、しかもしんしゃくすると、総量が決まっていますから、ほかの人の保険料が高くなるという可能性もないことはないんですけど、それは政策的に子育て支援非常に重視だと言っている妙高市であれば、そういうような施策は至急検討する必要があると思います。これは、1年に1回県から額を示されてから検討するんじゃなくて、すぐそういう検討に取りかかることも私は必要じゃないかと思うんですけど、市長のお考えを改めてお尋ねします。
- ○委員長(堀川義徳) 入村市長。
- ○市長(入村 明) 今ほど課長が申し上げましたような形でございまして、今回改めてこういう形で始まります。今 御指摘の件については、この後ですね、運用を始める中で考えを一遍めぐらせる必要性があるだろうというふうに 今思っているところでございます。
- ○委員長(堀川義徳) これにて質疑を終わります。 これより討論を行います。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○委員長(堀川義徳) これにて討論を終わります。

これより採決します。

議案第52号 妙高市国民健康保険条例等の一部を改正する条例議定については、原案のとおり決定することに御 異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○委員長(堀川義徳) 異議なしと認めます。

よって、議案第52号は原案のとおり可決されました。

議案第53号 妙高市後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例議定について

○委員長(堀川義徳) 次に、議案第53号 妙高市後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例議定についてを 議題とします。

提案理由の説明を求めます。健康保険課長。

○健康保険課長(見波淑江) ただいま議題となりました議案第53号 妙高市後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例議定について御説明申し上げます。

議案第53号参考の2枚目縦型の資料、妙高市後期高齢者医療に関する条例の一部改正の概要をごらんください。本案は、高齢者の医療の確保に関する法律の一部改正に伴い、国民健康保険の住所地特例該当者が75歳到達等で後期高齢者の被保険者となった場合、引き続き国民健康保険加入時と同様の住所地特例が適用されることから、本条例についても保険料を徴収すべき被保険者の規定に住所地特例に関する引用条項を追加するものであります。住所地特例とは、被保険者が介護施設への入居などで住所を異動した場合、住所異動先の保険者の負担を軽減するため、住所異動前の保険者が被保険者となるものです。

中ほどの改正後の取り扱い例をごらんください。現行では、他県に居住する妙高市の国民健康保険の住所地特例者が後期高齢者医療制度に加入する場合、他県の後期高齢者医療広域連合の被保険者となりますが、今回の改正により現住所が他県にあっても、新潟県の後期高齢者医療広域連合の被保険者となるものです。このほか条項整理として、平成20年度において社会保険等の被扶養者であった方の保険料徴収を規定した附則第3条を削除するものであります。

以上、議案第53号につきまして御説明申し上げましたが、よろしく御審議の上、議決賜りますようお願い申し上げます。

- ○委員長(堀川義徳) これより議案第53号に対する質疑を行います。 渡辺委員。
- ○渡辺委員(渡辺幹衛) これだけ見ますとね、広域の対応だからあれなんですけど、市民はどんなふうに負担がふえるのかわからないんですよね。私もこの間までって、去年まで広域の議員をしていてそう思ったんですけど、今までは基金もいっぱいためているし、そういう点では全国的にも最下位に近い保険料で過ごしてきたけど、もうだめだとか、基金そのものも前の被保険者から取り過ぎていたというのの結果ですから、そんなに自慢できる額ではないと思うんですけど、それで今度は負担どうなるのかというのをお示しいただきたいと思います。
- ○委員長(堀川義徳) 健康保険課長。
- ○健康保険課長(見波淑江) 全県的なことにつきましては、ちょっと把握しておりませんが、妙高市の場合で現在住所地特例を使っている国民健康保険の数で申し上げますと、約40人の方が今回県内の住所地特例で施設のほうに入所されておりますので、県内ですので、今回の条例改正でこの方たちは影響はございません。そのまま新潟県の後期高齢者広域連合のほうに入ります。他県から当市の介護施設のほうに住所地特例で入ってきている方は、今まで

てですと新潟県が見ることになっていたのが今度はそのもとの住所のところの広域連合が見るということで、現在 私たちが把握できている限り、1名が減になるという、そういう状況になっております。

- ○委員長(堀川義徳) 渡辺委員。
- ○渡辺委員(渡辺幹衛) この負担の状況はわかりました。ついでにお尋ねしますけど、保険料等はどうなりますか。
- ○委員長(堀川義徳) 健康保険課長。
- ○健康保険課長(見波淑江) 保険料につきましては、今回の外れる方につきましては、他都道府県の保険料に準じて 徴収されるものと思いますので、現在40人ほど県内の施設に入っている住所地特例については、今回の新しい改定 の保険料率でいただくようになります。
- ○委員長(堀川義徳) 渡辺委員。
- ○渡辺委員(渡辺幹衛) そうすると、出身地によって向こうで、もとの住所で負担するというような格好になるから、こちらのほうで新潟県へ納める保険料は違ってきますよね。そうすると、サービスは同じなのに中身が違うというのも不思議というか、割り切れないものがあるんですけど、ここでは例えば均等割は新潟県で3万5300円のが3万6900円になるんですかね、確かめたいんですけど。
- ○委員長(堀川義徳) 健康保険課長。
- ○健康保険課長(見波淑江) 県内の住所地特例の方については、新しい料率が適用されます。
- ○委員長(堀川義徳) 渡辺委員。
- ○渡辺委員(渡辺幹衛) そういう点でいっては、この条例市はただ窓口で徴収しているだけだと言ってしまえばそれまでなんですけど、後期高齢者の皆さんは先ほどの前の条例の改正の説明でもありましたように、今までは雇用されている子や孫の扶養になって、別に保険料も払わんでよかったのに年齢で切られて、負担しなければならない肩身の狭い思いをするという問題がありました。そんな中で、今課長が何回か説明されていますけど、委員長がこの間総会に出られたんだから、委員長に聞いたほうがいいんかもしれないですけど、保険料がどうなるかも不安だ、その人たち。不安だというのは、後期高齢者の皆さんの多くは、自分で出している状況じゃないと思うんですよ。天引きされちゃって、ちょっと年金もらっていれば天引きされるだろうし、そしてそうでなければ世帯を養っている子や孫におぶさっていく、それも肩身の狭い思いです。それで、そういうふうに保険料そのものは幾らから幾らになるかという説明もなかなかされないし、そういう点では闇に、もやの霧の中に包まれたような格好で、この制度がどんどん進んでいく。これについても私はまた討論しますけど、このままでいけばさっきの介護保険じゃないけど、制度を直さなければ限界に近づいてしまうと思うんです。そういう点で、その制度に対する要望とか、前に責任者である新潟篠田市長に質問したことがあるんですけど、市長会やそこらでどういうふうな国に対する働きをやっているか、この後期高齢者医療の負担の問題については、市長は国へは市長会を通じて要望などはされないんですか。
- ○委員長(堀川義徳) 入村市長。
- ○市長(入村 明) 今の御指摘いただいています件につきましてはですね、国へ要望というのは、年に1回全国市長会を通じてという形の中で出てまいっております。細部にわたって委員の言っているような形ということまではちょっと今正直言ってですね、文書を上げている内容、具体的にこうだということまで今ちょっと正確なもの持っていませんので、そこまであったかどうかというのは、今ちょっとまだはっきり今ここで申し上げられないなというふうな状況です。
- ○委員長(堀川義徳) これにて質疑を終わります。 これより討論を行います。

渡辺委員。

- ○渡辺委員(渡辺幹衛) 質疑でも申し上げましたけど、ここは窓口になっているだけかもしれませんが、このままで は青天井の国の施策にそのままのっかるより仕方ないような格好になります。私は、年金も減ったり、いろいろし ていく中で、どんどん保険料が上がっていくような仕組みは、賛成できません、反対であります。
- ○委員長(堀川義徳) これにて討論を終わります。

これより起立により採決します。

議案第53号 妙高市後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例議定については、原案のとおり決定する ことに賛成委員の起立を求めます。

〔 賛 成 者 起 立 〕

○委員長(堀川義徳) 着席願います。

賛成委員多数であります。

よって、議案第53号は原案のとおり可決されました。

議案第13号 平成30年度新潟県妙高市一般会計予算のうち当委員会所管事項

○委員長(堀川義徳) 次に、議案第13号の審議に入りますが、その前に1点お知らせがあります。

平成30年度新潟県妙高市一般会計予算の8款土木費、妙高ふるさと暮らし応援事業、予算書の255から257ページ、あと主要事業の概要の59ページのうち、ひとり親家庭への移住支援(移住支度金等)のものですが、に係るものにつきましては、説明員として企画政策課長が出席しておりますので、御承知おきください。

それでは、議案第13号 平成30年度新潟県妙高市一般会計予算のうち、当委員会所管事項を議題といたします。 提案理由の説明を求めます。建設課長。

○建設課長(杉本和弘) ただいま議題となりました議案第13号 平成30年度新潟県妙高市一般会計予算のうち、建設 課所管の主なものについて御説明申し上げます。

まず、歳入から申し上げます。予算書25ページをお開きください。中段の12款1項1目1節交通安全対策特別交付金は、道路の区画線設置や転落防止柵の交通安全施設の整備に対する国からの交付金であります。

次に、29ページをお開きください。下段から31ページ上段までの14款1項6目2節住宅使用料は、市内6カ所の 市営住宅と朝日町の特定公共賃貸住宅及びその駐車場の使用料等であります。

次に、35ページをごらんください。下段の15款1項4目1節公共土木施設災害復旧費負担金は、市道及び普通河 川の災害復旧に対する国からの負担金であります。

次に、37ページをごらんください。上段の15款2項1目3節防衛施設周辺整備調整交付金4700万円のうち、建設課分は4220万円であり、消雪パイプ更新工事に対する国からの交付金であります。

下段から39ページ上段までの15款2項5目1節道路橋梁費補助金、その下の2節住宅費補助金は、それぞれの事業に対する国からの交付金であります。

少し飛びまして51ページをお開きください。上段の16款2項5目1節住宅費補助金は、それぞれの事業に対する 県からの補助金であります。

次に、71ページをごらんください。中段の22款1項4目1節道路橋梁整備事業債は、道路改良などにかかわる事業の市債であります。

次に、73ページ、上段の7目1節補助災害復旧債のうち、公共土木施設は道路等の公共施設にかかわる災害復旧 事業の市債であります。 続きまして、歳出の主なものを御説明いたします。241ページをお開きください。中段の8款2項1目道路橋梁総務費の交通安全施設整備事業は、道路区画線、道路反射鏡、転落防止柵の整備や補修を行い、交通安全対策の充実を図るものであります。

次に、243ページ上段の2目道路維持費の道路適正管理事業は、道路の破損箇所や道路附帯構造物などの修繕を行い、安全で快適な道路交通を確保するものであります。

その下の3目除雪対策費の除雪対策事業は、冬期間の道路交通確保のため、市道の除排雪作業や除雪機械の維持 管理などにかかわる経費を計上したものであります。

次に、245ページ、下段の除雪機械整備事業は、老朽化した新井地域のロータリ除雪車1台と妙高地域の除雪ドーザ1台を更新するものであります。

その下から247ページ中段までの4目道路新設改良費の道路新設改良事業は、継続9路線、新規5路線の市道を整備するものであります。

1つ飛びまして、その下の5目橋梁維持費の橋梁長寿命化事業は、市道橋の定期点検や橋梁修繕計画の更新を行うとともに、1橋のかけかえ工事を継続で行うものであります。

その下から249ページ、中段までの6目豪雪対策費の克雪施設整備事業は、流雪溝2路線と導水路の整備、消雪パイプは老朽化などにより機能低下が著しい市道小出雲学校町線ほかなど3カ所で更新を行うものであります。

少し飛びまして、255ページ中段からの4項3目持家住宅費の住まいのリフォーム促進事業は、住環境の向上と市内建設関連産業及び小売業などの振興による地域経済の活性化を図るため、引き続き個人住宅等のリフォーム費用の一部に対して、地域商品券を交付するものであります。

1つ飛びまして、住宅取得等支援事業は、人口減少対策として、転入される方や若い世代の住宅取得や住宅の増改築に対して、その費用の一部を補助するものであります。

1つ飛んで、その下から257ページ上段までの妙高ふるさと暮らし応援事業は、移住希望者の総合窓口とし、移住支援員を配置し、情報提供を行うとともに、空き家物件を活用し、移住定住の促進を図るものであります。また、都市部で増加しているひとり親家庭に対象を絞り込み、移住と就労を支援するために旅費や引っ越し費用、自動車購入費などの一部を新たに補助するものであります。

次に、259ページ下段の5項3目公園費の都市公園整備事業は、新井総合公園の未供用部分について、広場の整備 を進めるために用地購入と整備工事を行うものであります。

大きく飛びまして、333ページ下段の11款2項1目公共土木施設災害復旧費の公共土木施設災害復旧事業は、市道や普通河川で災害が発生した際、早期復旧を図るために必要な経費を見込んだものであります。

最後に、債務負担行為について申し上げます。大きく戻っていただいて、8ページをお開きください。第3表の下段のUIターン促進住宅支援事業補助金は、妙高市に転入し、市内企業等に就労して民間賃貸住宅に入居する方の家賃に対し、月額最大で1万5000円を2年間補助するものであります。

以上で建設課所管分の説明を終わります。

- ○委員長(堀川義徳) 次、福祉介護課長。
- ○福祉介護課長(葭原利昌) 続きまして、福祉介護課所管の主なものについて御説明申し上げます。

継続的事業や経常経費につきましては、省略をさせていただきますので、あらかじめ御了承をお願い申し上げます。

まず、歳入について御説明申し上げます。33ページをお開きください。下段、15款1項1目1節障害者自立支援 給付費等負担金は、障がい者の介護給付費や訓練等の給付に係る国の負担金であります。 41ページをお開きください。下段16款1項1目1節障害者自立支援給付費等負担金は、今ほどの障がい者の介護給付費訓練等の給付に係る県の負担金であります。

次に、歳出について申し上げます。133ページをお開きください。上段3款1項1目社会福祉協議会助成事業では、 大規模な災害が発生した際に、速やかにボランティアセンターの設置や運営ができるように、社会福祉協議会と災 害時相互協定を締結している青年会議所と連携し、マニュアルの見直しを引き続き行うとともに、研修会等の開催 により、災害ボランティアセンターの運営に携わるスタッフの養成を行うほか、地域福祉活動の各種取り組みに対 し支援を行うものであります。また、毎年行われております新潟県聴覚障害者大会が平成30年度は当市におきまし て開催されますことから、補助金を交付し、支援してまいります。

135ページをお開きください。3款1項3目下段の地域安心ネットワーク推進事業では、支援が必要なひとり暮らし高齢者などに対する地域での見守り体制の推進や情報共有を図るとともに、地域自治会組織や社会福祉協議会などと連携し、地域がさまざまな課題の解決に向け、主体的に取り組めるよう支援を行ってまいります。

続きまして、143ページをお開きください。下段から145ページ上段までの4目障がい者相談支援事業では、妙高 市障がい者相談支援室の運営を行い、障がい者や家族からの相談などに対し、関係機関と連携しながら、相談支援 体制の充実を図ります。あわせて障害者手帳所持者でサービス未利用者への訪問を行い、必要なサービス利用につ なげてまいります。また、障がい者の社会参加を促進するため、妙高市障がい者地域活動支援センターにおきまし て、書道初め、アート教室等の創作活動への支援を行うとともに、作品につきましては、こころのままのアート展 を開催するなど、障がい者理解の推進を図ってまいります。さらに、妙高高原体育館の温泉トレーニングプール等 を活用した障がい者の余暇活動への支援と健康増進に取り組んでまいります。

163ページをお開きください。下段から165ページ上段までの3款3項1目生活困窮者自立支援事業では、経済的自立を目指す生活困窮者を対象に、一般就労につくことが困難な方に対しまして、就労体験やカウンセリングを実施するなど、本人の状況に応じた包括的、継続的な相談、支援を行います。

以上で福祉介護課所管分の説明を終わります。

- ○委員長(堀川義徳) 健康保険課長。
- ○健康保険課長(見波淑江) 続きまして、健康保険課所管分について御説明申し上げます。

継続的事業や経常経費については省略させていただきますので、あらかじめ御了承をお願い申し上げます。

まず、歳入について御説明申し上げます。予算書43ページをお開きください。下段の16款1項1目4節保険基盤 安定負担金は、国民健康保険の保険税軽減分及び保険者支援分に係る国民健康保険特別会計への繰出金に対する県 の負担金であります。その下5節保険基盤安定拠出金は、後期高齢者医療制度の保険料軽減分に係る後期高齢者医 療特別会計への繰出金に対する県の負担金であります。

47ページをお開きください。中段の16款2項3目1節保健衛生費補助金のうち、子ども医療費助成等交付金は、子供の入院、通院医療に係る県の交付金であります。

次に、歳出について御説明申し上げます。大きく飛びまして167ページをお開きください。中段の4款1項1目保健衛生総務費のこころの健康づくり対策事業では、悩みを抱えた方の早期相談と適切な支援につながるよう、相談窓口の周知や関係機関と連携し、相談者や家族支援を図っていくとともに、市民や地域、事業所等が自殺問題について認識を深め、自殺予防に取り組めるよう平成31年度から35年度を計画期間とする自殺対策計画を策定いたします。下段の地域医療体制確保事業では、市内病院の医師不足の解消に向け、要望活動を首都圏の大学や病院などに拡大するとともに、市内の基幹病院であるけいなん総合病院に対して、特別交付税を活用した運営費等の補助を行います。また、骨髄等移植に協力しやすい環境づくりのため、新たに骨髄等ドナーなどへの助成を行ってまいりま

す。

169ページをお開きください。下段の市民主体の健康づくり事業では、健康づくりや介護予防に取り組むための動機づけ事業として、2年目となる妙高元気ポイントを実施するほか、引き続き健康フェアの開催やウオーキングの普及を進めるとともに、市民や地域、事業所と連携した事業の展開により、総合健康都市妙高を推進してまいります。

171ページをお開きください。中段の健康保養地づくり推進事業では、ほっとアリーナ妙高高原を拠点に実施する妙高型健康保養地プログラムの市民への一層の普及、浸透を図るため、市内事業所や地域の健康づくりリーダーなどを対象に、新たに健康保養地プログラム研修会を開催するほか、糖尿病予備群の市民を対象に、新年度も妙高高原健康ツアーを実施いたします。本事業につきましては、平成30年度より生涯学習課の所管となりますが、引き続き連携を図りながら取り組んでまいります。その下の生活習慣病予防健診・重症化予防事業では、国・県より高い当市の大腸がんや胃がんの死亡率を下げるため、一定年齢の方を対象に大腸がん無料検診の実施や検体回収を市役所開庁日に行い、利便性を図るほか、ピロリ菌の検査対象者を拡大するなど、がん予防の普及啓発と受診勧奨の強化を図ってまいります。また、医療データの分析に基づき、高血圧、糖尿病等の重症化予防に向け、効果的、効率的な保健指導の強化を図ってまいります。

少し飛びまして、185ページをお開きください。中段のすくすく親子健康づくり事業では、子育て世代包括支援センターを中心に、妊娠から出産、子育て期までの一貫した切れ目のない手厚い支援を行うとともに、不妊治療費助成、不育症治療費助成、産前、産後の支援の費用助成により、少子化対策の充実を図ってまいります。

以上で健康保険課所管の説明を終わります。

- ○委員長(堀川義徳) 環境生活課長。
- ○環境生活課長(岡田雅美) 続きまして、環境生活課所管の主なものについて御説明申し上げます。

初めに、歳入について申し上げます。27ページをお開きください。中段14款1項1目2節市営バス使用料は、市営バス9路線の運行に係る運賃収入です。

29ページをお開きください。中段の14款1項3目1節霊園使用料は、陣場霊園と杉野沢霊園の使用料で、その下 斎場使用料は、経塚斎場での火葬施設使用料を見込んでおります。

続きまして、33ページをお開きください。上段14願2項2目1節環境衛生手数料は、クリーンセンターや再資源センターへのごみの直接搬入手数料や指定ごみ袋の売り上げ手数料が主なものです。

37ページをお開きください。上段15款2項1目1節地域内フィーダー系統確保維持費補助金は、利用者の利便性の向上と効率的な運行を目的に市営バス関燕温泉線、杉野沢線の運行の見直しを行っておりますが、それに対する国からの補助金を見込んだものです。

続きまして、45ページをお開きください。上段16款2項2目1節のうち生活交通確保対策補助金は、板倉方面の路線バス1路線の運行維持に係る県からの補助金を見込んだものです。同じく消費者行政推進事業費等補助金は、消費生活相談員による相談窓口の開設及び被害防止や啓発活動の取り組みに対する県からの補助金を見込んだものです。

57ページをお開きください。中段の17款2項2目1節の有価物売払収入は、地域から回収した空き缶や古新聞、ペットボトルなどの資源物の売払収入です。

続きまして、歳出について御説明申し上げます。まず、87ページをお開きください。下段の犯罪のないまちづくり推進事業では、第3次犯罪のない安全・安心なまちづくり推進計画に基づき市民や地域防犯団体、警察、安全安心アドバイザーなどと連携した防犯活動を進めます。

飛びまして、105ページをお開きください。下段交通安全対策事業でありますが、平成29年度は残念ながら死亡事故が6件発生しております。交通死亡事故ゼロを目指し、高齢者の交通事故防止に重点を置き、反射材の活用、運転免許返納などを推進するとともに、学校や地域における交通安全教室、高齢者ドライバー教室の開催など、効果的な啓発活動に取り組んでまいります。

次に、111ページをお開きください。下段から113ページ上段にかけての生活交通確保対策事業では、市民の身近な公共交通手段として、市営バス9路線、路線バス4路線、コミュニティバス4路線、デマンド型乗り合いタクシー4路線による運行を実施し、地域の実情に即した効率性、利便性の高い運行を実施してまいります。また、今後の公共交通のあり方について、調査研究を進めるため、市民アンケート調査を実施いたします。

飛びまして、177ページをお開きください。上段の地球環境保全地域活動推進事業では、地球温暖化対策や水資源保全対策など環境保全活動に資する取り組みを進めるとともに、新たに地球的環境温暖化対策地域推進計画を策定いたします。その下の下、生命地域妙高環境会議推進事業では、生命地域妙高環境会議の運営を通して、妙高の資源環境の保全や活動等に係る諸課題への対応を総合的に行うとともに、エコツアーや環境学習会を実施します。また、妙高戸隠連山国立公園の象徴であるライチョウの保護を目的に、ライチョウ会議新潟妙高大会を開催いたします。

飛びまして、183ページをお開きください。中段鳥獣対策事業では、引き続き鳥獣被害対策実施隊による捕獲活動を実施するほか、通年2名の専門員の配置を冬の期間につきましては4名に増強し、捕獲体制の強化を図ります。また、新たに捕獲の効率を図るため、センサーカメラの導入やGPS機能つきデジタルカメラを活用するなど、生息地域や被害状況の把握に努めてまいります。

次に、187ページをお開きください。中段のごみ減量・リサイクル推進事業では、11種14分別の収集体制によるご みの適正な処理を行うほか、引き続きごみ減量リサイクル説明会の開催、食べ残しゼロ運動などを推進します。ま た、両支所におきまして、衣類、食器類のリユース品の無料拠点回収を実施いたします。その下、焼却施設管理運 営事業では、妙高クリーンセンターにおいて、適正かつ効率的な維持管理に努めるとともに、計画的な補修工事や 定期点検の実施により、施設の延命化を図ります。

以上、御説明申し上げましたが、よろしく御審議の上、議決を賜りますようお願い申し上げます。

○委員長(堀川義徳) これより議案第13号に対する質疑を行います。

山川委員。

○山川委員(山川香一) それではですね、1点、生活環境関連に関して質疑させていただきます。

予算書の183ページの鳥獣対策事業に関連して伺います。本年度のですね、鳥獣被害対策実施隊員をふやすのから 含めてですね、新規事業に取り組んでいるんですが、新たになっているのは増員だけであると。しかしながら、ほ かで考えれば、やはり市民の皆さんからですね、件数も非常に多くなっているから、わな捕獲をですね、力を入れるとこに予算配分も必要ではないかという声があります。特に報道であったように、捕獲もですね、ジャンプ捕獲 というかね、捕獲のやつで1人で600頭近く捕獲したというのがテレビ放送も私もちょっと見たんですけども、地域 はわからんですが、そういうのがあるんで、そのような考え方を持っているかどうか。特に今言ったように、捕獲 に対する支援等予算を考えているかどうか、ぜひ力を入れてほしいんですが、その点についてどのように考えているか。

- ○委員長(堀川義徳) 環境生活課長。
- ○環境生活課長(岡田雅美) お答えいたします。

わな捕獲につきましては、これまでの議会の答弁の中で、グリーンシーズンの捕獲をどうやってふやしていくか

というので大きな課題かと考えております。昨年実施隊の中の若い方といいますか、最近うちの補助制度を利用して捉えた方に、実はわな捕獲のための研修会、そちらにも参加していただきまして、ちょっと実際どういうふうにやっていくか、そういう訓練を受けておりますので、それにつきまして、ことしはその研修に行かれた方を活用いたしまして、積極的にわなを仕掛ける中で、イノシシの捕獲に努めてまいりたいと考えております。

- ○委員長(堀川義徳) 山川委員。
- ○山川委員(山川香一) 市長がですね、皆さん生活環境課においてもかなり力を入れてくださっているのは、ここ数 年頑張っているのはよくわかるんですが、実績等がその割には上がっていないじゃないかという市民の皆さんの声 もあります。特にですね、件数で多いのは、イノシシとか、あるいは鹿など余り考えられなかったものもふえてい るし、猿被害の件数については、結構多いという声があります。それで、先ほど提案したようなですね、わな捕獲 を含めて、地域一体となってですね、取り組まないとなかなか生活環境課だけでは難しいんじゃないかという市民 の皆さんの声があるんですが、市民の皆さんの協力を得ながらレベルアップも図って、この生活環境課と一体にな ってやっていくべきだという考えがあるんですが、その点についてはどのように考えているか、伺います。
- ○委員長(堀川義徳) 環境生活課長。
- ○環境生活課長(岡田雅美) お答えいたします。

これは一例ではあるんですけど、例えば妙高高原地域の猿につきましては、住民の皆さんから学習会にも参加していただきましたし、あとそういったテレメトリー調査という形で、情報を常に出すことで市民の皆さんの関心を高められたという実践ありますので、ことしにつきましては、専門員の皆さんにGPSカメラを渡しまして、正確な位置情報をまた落とすような形で、市民の方にもそれを還元していくと、そういうような形で絶えず意識を持ってもらうような形でまずいきたいなと思っておりますし、それと市民の方がわな資格を取って積極的に捕獲をしているという事例は各地に結構ありますので、それはまた別にそういう制度がとれるかどうかも含めて、また検討してまいりたいと思います。

- ○委員長(堀川義徳) 山川委員。
- ○山川委員(山川香一) ありがとうございます。これでいいというあれがなかなかなくてですね、被害と頭数等もふえていると。それで、一部のですね、高齢者の方々からも、近年猿被害においても町なかに来ていると。しかし、銃を持っている皆さんとね、私も1回研修に行ったんですけれども、町なかでは人家から100メーター以上とか、あるいは保護地区を外してですね、なかなか撃つ規制が非常に厳しくなっていると。それで、一部の方々からもですね、やっぱり報道の中に北海道と言ったかな、鹿とか何かのやつですね、麻酔を含むですね、そういう捕獲もあるんだというふうに伺ったんですわ。当市においても、そういう捕獲もですね、猿を含めてですね、町なかに出てきたやつをできるような方法も検討すべきじゃないかという声もあるんですが、その点についてはどのように考えているかについて。
- ○委員長(堀川義徳) 環境生活課長。
- ○環境生活課長(岡田雅美) お答えいたします。

今ほど委員さんの御質疑のとおり、町なかですとどうしても銃というのは基本的には撃てないということで、猿についても実際いるんですけど、二の足を踏んでいるようなところがあるのも現実でございます。空気銃のような、そういったものの使用、実際の銃弾じゃなくて空気銃といいますか、そういった第2種免許になるかと思うんですけど、そういったものでの捕獲というのも今後検討していかなければならないかなと思っておりますし、麻酔銃については、ちょっとやっぱり資格の問題とかですね、いざ出たときにじゃすぐそれが対応できるかという時間ロスといいますか、そういった対応の問題もありますので、ちょっとなかなか現実的には難しいのかなというように思

っております。

- ○委員長(堀川義徳) 山川委員。
- ○山川委員(山川香一) ありがとうございます。すぐ対応できないかもしれないですけど、私も今申しおくれたんですけれども、北海道のやつは先輩言うにはですね、麻酔薬を吹き矢でですね、捕獲するような方法もあるんだというふうに伺っていますんで、ぜひ検討してですね、またぜひともですね、市民の皆さんから長年鳥獣対策については十分やってくれるようお願いもありますんで、ひとつよろしくお願いいたします。

続いて、建設課に関連して1件伺います。本年度のですね、なかなか12月までの集中豪雪を含めてですね、対応をしっかりとやっていただいたんですが、特に1月のたしか26日の日ですかね、電話でちょっと市民の皆さんから苦情をいただいたんですけれども、昼間の除雪、すなわち朝方の4時ごろからですね、9時ごろまでに降雪で40センチ以上の積雪になったんですけれども、なかなか除雪できなかったと。それで10時過ぎになって一部分ですね、除雪出たんですけれども、やっぱり交通指導員がいれば安全に除雪できるのに、何で交通指導員を出さないでですね、例えば迂回路があっただけにですね、そういうほうがあったほうが危険じゃない除雪ができるんじゃないかという声がありました。例としてはですね、豊橋十字路から高原駅のほうへ下る道路があるんですけれども、カーブミラーをつけていただいたんですね。豊橋十字路から10メーターくらいのところから旧国道が今度は県道に格下げになっていますけども、セブンーイレブンの前を通りましてですね、駅から18号のバイパスまでの迂回路があります。そして、かつ片一方にはですね、第一スーパーへ行く交差点で交通指導員がいてですね、迂回路を指示すれば国道へも出られるし、幹線道路にも出られると、こういうような場合ですね、やはり昼間の除雪については指導員が必要という声もあるんですが、その点についてはどのように考えているか。

- ○委員長(堀川義徳) 建設課長。
- ○建設課長(杉本和弘) 山川委員さん御指摘のですね、朝の5時過ぎにですね、集中的に雪が降りまして、7時、8 時には30センチほどたまっていたという事例が今冬もございました。その場合はですね、うちのほうもやはり通勤 時間ということもございまして、除雪車を出すことによって、通勤者とですね、混乱を招いてしまうということから、通勤時間帯についてはできるだけ出さないでいるわけでございますけれども、委員さんおっしゃるような交差 点において交通整理員といいますか、を出す中での除雪につきましては、朝ですね、5時ごろ判断しなければならないということもございますし、そのために交通指導員を確保するのは非常に私は難しいんじゃないかと思っておりますので、やはり今までのとおりですね、通勤時間が終わった後に除雪をせざるを得ないんじゃないかというように考えているところでございます。
- ○委員長(堀川義徳) 山川委員。
- ○山川委員(山川香一) 日中除雪だけにですね、生活道路であるわけですよね。それで、よそから来た、地区のね、外れから来た方々は、そういう迂回路というのはなかなか存じていないわけです。特に問題になるのは、中型車あるいは大型車ですね、そういうのは部分的でしかない、例えば何日もあるわけじゃなくて、何回かの間に先ほど言った朝方のですね、4時過ぎから大体9時か10時ごろまで降ったときの対応が非常に難しくなってきていると。1 番は市民の皆さんじゃないけども、交通事故がやっぱり一番おっかないんですよね。除雪中の事故だと、それとそれを避けるために除雪時間も非常に長くなっていると、住民の皆さんからはですね、やはりこういうやつもしっかりと検討してもらってですね、除雪指導員というか、道の案内員が出ればですね、確実に短くなる、除雪時間も短くなるし、安全も保たれるということで、ぜひ検討してもらいたいと思うんですけども、その点もう一度ひとつよろしくお願いします。
- ○委員長(堀川義徳) 建設課長。

- ○建設課長(杉本和弘) 委員さんも御指摘のとおり、1シーズンの中で10回、20回あるわけではありませんで、1回、2回ということでございますので、なかなかですね、配置するのは難しい問題だと思いますが、御指摘もありますので、検討のほうはしていきたいと思います。
- ○委員長(堀川義徳) 山川委員。
- ○山川委員(山川香一) ありがとうございます。除雪はですね、非常に危険の伴う中皆さんがよくやっていただいて本当に感謝しているとこですが、何としてもですね、この間もあったんですが、人的被害だけはですね、最善を尽くしてないようにひとつ今後の除雪についても御努力願いたいと、ありがとうございました。
- ○委員長(堀川義徳) 議事整理のため、午後1時まで休憩します。

休憩 午前11時54分再開 午後 0時59分

- ○委員長(堀川義徳) 休憩を解いて会議を続けます。 建設課長。
- ○建設課長(杉本和弘) 申しわけございません。先ほど議案第44号で、渡辺委員さんのほうからの質疑に回答させていただきます。

占用物件の数でございますけども、上空に設ける通路といたしましては、占用者が2名、2カ所でございます。 地下に設ける通路につきましては、該当する物件はございません。それと広告塔として処理しているものでござい ますけども、占用者が5名、42カ所の占用物件があるということでございます。

- ○委員長(堀川義徳) 渡辺委員、よろしいですか。
- ○渡辺委員(渡辺幹衛) 今5名の42カ所というのは、例えばどんなのなんですか。
- ○委員長(堀川義徳) 建設課長。
- ○建設課長(杉本和弘) 会社のですね、社名看板的なもの、それとNTTさんからはタウンページ、電柱に張りつけてあるものです。それと東北電力さんからは、配電に係るサービスに関する広告ということでございます。
- ○委員長(堀川義徳) じゃ、議案第13号の審査に入ります。 渡辺委員。
- ○渡辺委員 (渡辺幹衛) じゃ、市長が言われましたように、慎重審議少し時間かかるかもしれませんが、よろしくお願いします。細かいところも含めてお尋ねします。

最初、主要事業のところにある23ページですか、運転免許返納制度なんですけど、これは私も免許証更新のとき 適性検査されましたし、今度更新のときは認知症の検査もされるような格好になるんですけど、なかなかじゃ運転 免許証返納して暮らしが成り立つかどうかというのが非常に不安なんですよね。そういう点では、どのような実態、 28年度、29年度、今年度は2月末くらいですけど、どのくらいの返納件数があるもんですか。

- ○委員長(堀川義徳) 環境生活課長。
- ○環境生活課長(岡田雅美) お答えいたします。

まず、免許の返納という制度につきましては、交通安全協会がまずやっているということで、2月末時点で29年度の返納者数は115人、そのうちといいますか、それを受けまして、市では免許返納された方について、1人2万円ほどの支援をさせていただいておりますが、その申請については、同じく2月末現在で109人というふうになっております。

- ○委員長(堀川義徳) 渡辺委員。
- ○渡辺委員(渡辺幹衛) そうすると、申請しない人もいるんですね。これは2万円ですけど、有効期限はあるんです

か、利用する。

- ○委員長(堀川義徳) 環境生活課長。
- ○環境生活課長(岡田雅美) 要綱で定めてございますが、申請をした日から2年を経過した日の属する年度の末日ということで、例えば平成30年の4月1日に申請した場合、2年を経過した日の属する年度の末日ということで、平成33年の3月31日ということで、3年になります。ですんで、考え方としては、最長で3年弱、最低でも2年間は有効というふうになっております。
- ○委員長(堀川義徳) 渡辺委員。
- ○渡辺委員(渡辺幹衛) それで、次は同じ総務費なんですけど、生活交通確保対策事業です。交通対策については、いろいろ今度は調べるという話もありますけど、建設厚生委員会で私ずっとやっているんですけど、交通対策の計画等については、説明受けたような記憶がないんですよね。建設厚生委員会でも委員長にもお願いしてきたんですけど、協議会でも何でもそういう機会が必要なんじゃないかな、しかもここはなかなか循環交通が成立しないような地形ですから、先進地視察に行って見たとき、町なかぐるっとぐるりんバスみたいなのがあるとこがいっぱいあったんですけど、ここは非常に難しいとこですよね、乗り継ぎも。そういうところでは、細かいそういう計画にしても、説明を受けると同時に、各委員の考え方も真剣に考えて反映できるような機会をつくっていただきたいと思いますが、まず課長に聞く前に委員長どうですかね。別に後で諮ってもらいたい。
- ○委員長(堀川義徳) 環境生活課の今回のアンケート等を踏まえてですね、また常任委員会の中で検討していきたい と思います。

渡辺委員。

- ○渡辺委員(渡辺幹衛) それで、関連であれなんですけど、この間の質疑でもありましたように、市バスやコミバス の停留所や経由地、けいなん病院、総合病院とか、市役所、農協とか、いろいろ考えてつくってあるんですけど、 この間出たとこは小出雲3丁目ですか、正木医院も南木魚屋さんも閉店しちゃってからもう大分たっている。そう いう点で、周辺環境が変わったらそれに対応する機敏な対応も必要なんじゃないかという意見だったと思うんです けど、そういう点ではどうですか。
- ○委員長(堀川義徳) 環境生活課長。
- ○環境生活課長(岡田雅美) 先般の議会の中では検討するということでお話しさせていただきました。進めないということでございませんで、現状を踏まえて手続としてですね、妙高市地域公共交通会議での承認あるいは道路運送 法上の手続が必要ということで、現状を踏まえた上で対応したいということで、しばらくどうしてもすぐにという わけにいきませんので、その辺ある程度の時間は要することは御理解いただければと思っております。
- ○委員長(堀川義徳) 渡辺委員。
- ○渡辺委員(渡辺幹衛) かわってからもう5年も、それ以上もたっているとこもあるわけですから、その辺では必要な手続はタイムリーにとっていただきたいと思います。

先へ進みます。民生費、高齢者の冬期在宅支援制度についてお尋ねします。市長から親孝行や家族のきずななどのいろいろ子供要件についてはお話聞きましたけど、それはそれとしてなんですけど、子供要件には書かれていないんですけど、所得の問題と住まいの居住地の問題しか書かれていないんですけど、子供だって今いきいき100歳健康運動なんかといっていると、60、70の子供も当然出てくるわけです。そういう対応では、あそこの子供要件の見直しも実態に合うように検討する必要があるんじゃないかと思いますが、いかがですか。

- ○委員長(堀川義徳) 福祉介護課長。
- ○福祉介護課長(葭原利昌) 除雪の関係です。冬期在宅支援の関係でございますが、今子供要件として、29年度45世

帯に対して助成をしております。その中身を調べてみましたら、いわゆる子供があるんだけれども、お子さんがあるんだけれども、非課税の方、この方を対象にしています。なおかつこの妙高市付近に住んでいらっしゃらない方、その方の状況でございますけども、やはり一番多い方が50歳代で9名、それから40歳代が6名、その次に60歳代が3名という方で非課税の人で女性で認可している状況でございます。大体50歳代中心という状況でございます。

- ○委員長(堀川義徳) 渡辺委員。
- ○渡辺委員(渡辺幹衛) ただ、はっきりしているのは課税、非課税の問題はあるんですけど、居住地が妙高市に隣接しているとこですよね。そこら辺ではそれでもなおかつ子供の置かれている状況は違うと思うんです。障がい者だったり何かすればまたそれも別の問題もあるんですけど、子供が男性か女性かによっても状況も違うと思うし、そういう点では、一律の考えじゃなくて、線を引くというのは制度だからあるかもしれないけど、そこは考える余地があれば皆さんのほうで検討してほしいと思うんです。そうでないと、課税、非課税だと皆さんが判断する必要ないんです。市民税務課の資料に基づいて決めたんですから、文句あったらそこへ行ってくださいと、それで終わっちゃうね。福祉の立場と言えば、やっぱり実態に合った支援をするというのが大事だと思いますので、お願いします。

それと、主たる住居だといって、除雪支援するわけですけど、上越市は道を挟んだ向かい側にしか駐車場のスペースとれなかった人がそこに車庫を建ててあれば、それも対象にしているんですけど、ここでは住宅リフォームとも関係するかもしれませんが、そういうのは対象外じゃないかと思うんです。そういう点はいかがですか。

- ○委員長(堀川義徳) 福祉介護課長。
- ○福祉介護課長(葭原利昌) 委員おっしゃるとおりでございまして、当市については生活の本拠地の本家中心という ことでございます。上越市の場合については、今冬から見直しをして、住居だけでなくて、道を挟んだ車庫、納屋 等についてもオーケーというふうなことは聞いております。
- ○委員長(堀川義徳) 渡辺委員。
- ○渡辺委員(渡辺幹衛) 高齢者では車が、先ほどのバスじゃないですけど、公共交通じゃないですけど、車が必需品になっています。そういう点では、車庫の除雪も対象にしてほしいという声があると思うんです。そういう点では、これも含めて実態に合うような対応を、運用ができないか、ことしの冬はもう終わりですけど、次の30年度の冬までには検討しておいてほしい、要望しておきます。

それで、上越市や糸魚川の制度と比べて、これは質疑もありましたけど、妙高市の場合は回数と金額に制限していないんだから、他市に比べて劣る制度じゃないと、こういう説明もありました。だけど、実態問題としてどうですか、この冬妙高高原、妙高、新井と分けて、一番多く除雪した個人の回数は何回で、金額は幾らでしたか。

- ○委員長(堀川義徳) 福祉介護課長。
- ○福祉介護課長(葭原利昌) 今冬の状況でございます。一番多いのがですね、14万円ほどでございますね。14万円の 助成をしております。
- ○渡辺委員(渡辺幹衛) どこですか。
- ○福祉介護課長(葭原利昌) 南部地区でございます。新井の南部地区でございます。2回でございます。
- ○委員長(堀川義徳) 渡辺委員。
- ○渡辺委員(渡辺幹衛) 新井の南部地区で一番多い人が2回やって14万円かかったというんですけど、妙高高原や妙高ではいかがでした。
- ○委員長(堀川義徳) 福祉介護課長。
- ○福祉介護課長(葭原利昌) 妙高高原におきまして13万円でございますね。こちらも2回でございました。それから、

妙高でいきますと、妙高のことしの最高は6万2000円ほどでございます。

- ○渡辺委員(渡辺幹衛) これ1回ですか。
- ○福祉介護課長(葭原利昌) ちょっと詳細は済みません。
- ○委員長(堀川義徳) 渡辺委員。
- ○渡辺委員(渡辺幹衛) それと災害救助法が該当するような時期になってくれば、みんな回数制限も金額制限もなくなっているのが今までの例なんですけど、これ妙高市は無制限なんだからほかのところより子供要件少し厳しくても上越市よりいいんだという話でもないような気がするんですね。この程度で、ことしも結構南部地域なんか雪降ったと思うんですよ。それでこのくらいでおさまっているということになれば、子供要件が決して家族のきずなの歯どめになっているかどうか、もっと違った意味でのサービスの問題があるんじゃないか、住みやすさの問題で言えばあるんじゃないか、これもあわせて次の降雪期までに検討しておいてもらいたいと思います。

それで先へ進みます。障がい者相談支援事業の中で説明が先ほどありましたけども、手帳所有者で福祉サービス等の未利用者が多いわけというか、いるわけですけど、その状況と主な理由をお尋ねします。

- ○委員長(堀川義徳) 福祉介護課長。
- ○福祉介護課長(葭原利昌) 障害者手帳所持者のまず未利用者でございますけれども、身体、精神、療育等々含めまして、1559名の方が未利用者だと、福祉サービスを使っている方が大体300名だという状況です。この理由でございますが、身体障害者と言いましても、いわゆる心臓ですとか、腎臓など内部障がいの方が非常に多うございまして、385人、それから肢体不自由の方で742名がサービスの未利用者ということになっております。そういったところでは、日常生活にはそんなに支障がなくて、障がい福祉サービスを必要とされてはいないんじゃないかというふうに分析しております。
- ○委員長(堀川義徳) 渡辺委員。
- ○渡辺委員(渡辺幹衛) また心のこもった制度の紹介とかやっていただきたいと思います。

これで、次は生活保護の関係でお尋ねします。1月末の厚労省の資料によりますと、生活保護費が削減されるわけなんですけど、医療、福祉、年金など47の低所得者施策に影響が出ると明らかにしています。この前の2013年のときも、そういう問題があって、ここでもここは所管じゃないから言われなかったんですけど、本会議場で子供の就学援助制度、生活保護費の1.3倍でここは対応しているんですけど、生活保護費が1割下げられると、1.3倍じゃなくて1.5倍くらいにしなければ現状維持できないんじゃないかと十分考慮した対応を求めて、皆さんからもそのように、市長からもそのように対処したいという話がありましたけど、そのときの影響調査、厚労省の諮問機関で社会保障審議会生活保護基準部会というのがあってやっていたんですけど、昨年暮れの12月の報告書では、影響範囲が対象が広範囲に及んで十分な検証を行うことができなかったという結論を出しているんですよね。そういう点では、今後ほかの制度に波及しないような、福祉関係で言えば結構波及する問題、関係ある問題、生活保護費を基準にしている問題あると思うんですけど、その点ではどのような構えで望まれるか、お尋ねします。

- ○委員長(堀川義徳) 福祉介護課長。
- ○福祉介護課長(葭原利昌) このたびのですね、この生活保護基準の減額に伴うほかの制度への影響に関しましては、 基本的には国の対応方針といたしまして、それぞれの制度の趣旨、目的、実態を十分に考慮して、できる限りその 影響が及ばないように対応するといったことがこれ基本的な考えとされております。したがいまして、これらの基 本的な考え方をもとにですね、また私どもも関係所管課と連携しながら対応してまいりたいと思っています。
- ○委員長(堀川義徳) 渡辺委員。
- ○渡辺委員(渡辺幹衛) 次に、衛生費のほうへ移ります。

心の健康づくりというのも非常に重要だと思うんですけど、自殺予防の対策の関係で、2015年の新潟県は人口10万人対比で22.0と、全国のワーストファイブだという新聞報道がありました。妙高市の状況はいかがですか。

- ○委員長(堀川義徳) 健康保険課長。
- ○健康保険課長(見波淑江) 27年の統計で申し上げますと、実人員で7名、人口10万単位、今ほど委員さんおっしゃられた数値との比較においては21.1ということで、この年につきましては、県平均より低い状況にございました。
- ○委員長(堀川義徳) 渡辺委員。
- ○渡辺委員(渡辺幹衛) これは、それなりの施策の成果が反映しているのかと思いますので、ぜひ強めていっていた だきたいと思います。県平均より低いということは、それなりに評価できるんじゃないかと思いますので。

市民主体の健康づくり、妙高元気ポイントや健康マイレージがありますけど、それは実施状況はいかがですか。

- ○委員長(堀川義徳) 健康保険課長。
- ○健康保険課長(見波淑江) 今年度より過去3カ年やっておりました健康妙高エコマイレージから元気ポイントのほうに切りかえをしたものでございます。昨日までがその景品の交換の期日でありまして、まだちょっと支所等の集計の関係がございますが、今暫定的に643人、今年度については参加して景品交換のほうをされております。ちなみに28年の旧制度でのマイレージでは402名であったということから、二百数十名の増加という状況になっております。
- ○委員長(堀川義徳) 渡辺委員。
- ○渡辺委員(渡辺幹衛) これは、誰でも市民なら申請できるんですか。
- ○委員長(堀川義徳) 健康保険課長。
- ○健康保険課長(見波淑江) 市民という条件と、さらにはちょっと範囲を広げまして、市内の事業所に勤めている方 についても、他市に居住でありましても、会社ぐるみで健康増進活動に取り組みやすいようにというところで取り 組めるようにはなってございます。
- ○委員長(堀川義徳) 渡辺委員。
- ○渡辺委員(渡辺幹衛) どうやって申請すればいいんですか。
- ○委員長(堀川義徳) 健康保険課長。
- ○健康保険課長(見波淑江) 周知等は市報等で窓口、例えば市役所、支所窓口、あとは総合体育館とか、公共施設のほうに置いてございますし、民間の運動施設等にも置いてございますので、そこでポイントカードをもらって、そこから取り組みをしていただくと、そういう状況になっています。
- ○委員長(堀川義徳) 渡辺委員。
- ○渡辺委員(渡辺幹衛) 課長、これは目に見えて健康づくりに効果ある後押しされていると思いますか。
- ○委員長(堀川義徳) 健康保険課長。
- ○健康保険課長(見波淑江) やっていらっしゃる方の実際の声をお聞きいたしますと、このポイント制があるからちょっと折れそうになるんだけれども、続けているとか、今回特に景品を交換された方の声の中には、そういう声も聞かれておりますので、一定の効果はあるというふうには理解しております。ただ、まだ無関心層の方、まだまだ人口からすればわずかな方からの参加ということで、無関心層へは届いているかというと、その辺については今後も努力が必要であると考えております。
- ○委員長(堀川義徳) 渡辺委員。
- ○渡辺委員(渡辺幹衛) その目標では、もっともっと市民の利用率を高めようと思っておられますか。
- ○委員長(堀川義徳) 健康保険課長。

- ○健康保険課長(見波淑江) 参加していただける人数は年々増加ということを目標にしております。
- ○委員長(堀川義徳) 渡辺委員。
- ○渡辺委員(渡辺幹衛) ちなみに市長もやっておられますか。
- ○委員長(堀川義徳) 入村市長。
- ○市長(入村 明) 私はポイントはなくてもやっています。
- ○委員長(堀川義徳) 渡辺委員。
- ○渡辺委員(渡辺幹衛) そうなんでしょう、それなりにそれこそ自己責任で頑張ってもらわなきゃいけない部分もあります。私もさっきもちょっと話ししましたけど、15年も16年もここにいるんだけど、この制度使ったことないんですよね。そういう点では、ことしこそ使うべきなんかなと思ったりしているんですけど、なかなかマイレージだの何だのというのは、足踏み出しにくい、きのうの続きのきょうならそのまま過ぎるんだけど、何か変わったことするというのは思い切りが要るんですけど、本当に必要ならこの間の介護の認知症サポーターののも委員会でやってもらいましたけど、あんなような格好でじゃ建設厚生委員の皆さんみんな登録しないかとか、そういう雰囲気になるようにまたお骨折り、我々も努力しますけど、よろしくお願いします。

次に、環境保全の関係で、猪野山のソーラー発電うまくいっているんじゃないかと思って、しかも豪雪地域での 初めてのソーラー発電だ、そういう点では今の状況と問題点が把握されていましたらお尋ねします。

- ○委員長(堀川義徳) 環境生活課長。
- ○環境生活課長(岡田雅美) お答えいたします。

賃貸借契約の中で、発電量については報告を求めるということで、事業者からも発電量について数字をいただいております。ことしの3月がまだ出ていないんで、昨年の2月からことしの3月までの分の集計で、大体80万6710キロワットアワーということで、同様の同様のパネルの標準的なものに対すと、大体82.7%の発電が行われているということで、ただどうしても豪雪地帯ということがありまして、12月、1月、2月、この辺についてはやっぱりちょっと一番マックスのときが4月、5月ぐらいですか、それに比べると大体10分の1ということで、冬の間は基本的には豪雪になった場合には、パネルをこういう形で縦に立てるような形で現在しのいで、雪解けとともにまたもとに戻すと、ことしに限っていけば、先週の月曜日に通常どおりの太陽を追尾する形でのパネルに戻したということでございます。ただ、20年間については固定料金が保証されておりますので、その辺は採算性については問題ないと聞いております。

- ○委員長(堀川義徳) 渡辺委員。
- ○渡辺委員(渡辺幹衛) 構造はこの雪に対して、あそこの中へ例えば豪雪だからといってピーターを入れるわけには いかないような状況だと思うんですけど、構造的には雪の被害はありませんでしたか。
- ○委員長(堀川義徳) 環境生活課長。
- ○環境生活課長(岡田雅美) 特にどこか壊れたとか、そういった支障があったという話は聞いておりません。
- ○委員長(堀川義徳) 渡辺委員。
- ○渡辺委員(渡辺幹衛) 次、鳥獣の問題、さっき山川さん途中でやめられたような感じがしたんで、もう少しお尋ね します。

イノシシの捕獲量が去年に比べてことしは非常にふえているんですけれども、これは以前も論議しましたけど、 実態がわからんで半減の計画が立つかという話もありましたけど、あのくらいのペースは、35年の半減に向けて、 そのくらいのペースを守っていけば達成できると判断されていますか。

○委員長(堀川義徳) 環境生活課長。

○環境生活課長(岡田雅美) お答えいたします。

県で策定しておりますイノシシ管理計画では、27年度の1.75倍の捕獲ということでうたわれております。それに従いますと、当市でとった数から言うと、それにはかなってはいるんですが、実感といたしましては、非常に出没範囲が広がっているということで、それじゃやっぱりまだ追いつかないかなということで、この辺については新たな計画の中でまた必要に応じて見直していく中で、頭数の捕獲に努めてまいりたいと思います。

- ○委員長(堀川義徳) 渡辺委員。
- ○渡辺委員(渡辺幹衛) この前も12月でしたか、お話ししたような気がするんですけど、長野先生の話だと、イノシシの足跡を追ってですか、前に行くというか、駆除しに行くというのは非常に難しい話だ。それで、イノシシにもちゃんと捕まえテレメトリーをつけて、そしてどういう経路で動いているか、そうすると例えば川沿い、一般的には関川や矢代川を通じて来るんじゃないかという話も民間ではしていますけど、そういうのがはっきりわかれば、そこで銃の使用ができる可能な場所で待ち構えていればもっと効率よく捕獲したり、駆除できるんじゃないかという話がありましたけど、そういう点では発信器どのように考えておられますか。
- ○委員長(堀川義徳) 環境生活課長。
- ○環境生活課長(岡田雅美) お答えいたします。

テレメトリー調査の活用について、猿の場合ですと、群れで動いているんで、非常に効果があると言われております。ただ、イノシシについては、基本的には群れで動かないという性格のものでございますので、調査結果としては、ちょっと限定的なエリアでのそういった調査にならざるを得ないかなということが専門家の方からのお話では聞いております。ただ、当市の鳥獣対策に関するアドバイザーを務めていただいております長岡技術大学の山本先生、実際自分で常陸太田市のほうでイノシシの耳に発信器をつけ、そういった調査を行ったというような話も聞いておりますので、その辺は先生ともまた相談してみたいと思っております。

- ○委員長(堀川義徳) 渡辺委員。
- ○渡辺委員(渡辺幹衛) 行政の皆さんは、実際の仕事をすることはないんかもしれないけど、この間先月の終わりごろ、全国農業新聞におもしろい記事が載っていたんです。飯能市なんですけどね、いのしかこな~ずというんですけどね、それはペットボトルの下のほうへちょっと加工して硫黄を入れておくと、野生の鳥獣が嫌うんだそうです。非常に安くできる。そういうのを皆さんどこかとJAでも、どこでもいいんですけど、タイアップしてでもいろんなやり方でやらないと柵だの、わなだのというのが限界がある。特に電気柵はあれは何キロも張っていくの結構大変なんですよね。草刈りも必要だし、その維持管理も必要だし、そういう点ではそんなニュースが、これは全国農業新聞で2月23日付ですけど、そんなニュースを積極的に捉えて、実験でも何でもしてみようかという仕組みをぜひ検討してつくっていただきたいと思います。これは要望しておきます。

それで、衛生費の最後に、ごみリサイクルの問題でお尋ねします。これも市民のほうから不思議なんだよねという話を聞いたんですけど、個人が剪定枝を直接指定する処理施設へ持ち込む場合は、多分手数料は10キロ当たり75円だと思うんですけど、市が指定する場所で集積場へ持っていけば、ただなわけなんですよね。そういう点では、市が金を出して集積するときはただで、金出さんで本人が持っていくとお金取るというのも反対の話じゃないですかという話聞いたんですけど、そこはどんなふうに考えているか。

- ○委員長(堀川義徳) 環境生活課長。
- ○環境生活課長(岡田雅美) お答えいたします。

今ほどの剪定枝につきましては、委員さんおっしゃるとおり処理施設へ直接搬入すると10キロ75円でございます。 一方で、集積所で収集する場合、これについてはごみ袋に入れていただかなければならないということで、実質的 には10キロの枝を入れるとすると、ごみ袋の大 2 袋程度が必要になりますので、この点を考慮しますと、100円がかかるということで、市といたしましては、直接搬入していただくとチップ化されて結果的には焼却炉の延命にもつながります。燃やすということで処理しないということで、延命化にもつながりますし、また市民の方には無料でチップもお分けしているということもありますので、基本的には処理施設のほうに運んでもらうようにお願いしているところでございます。

- ○委員長(堀川義徳) 渡辺委員。
- ○渡辺委員(渡辺幹衛) 説明わかりました。だけど、剪定枝というのは幾らごみ袋大でもやはり入れにくいですね。 そういう点では、状況に合った対応、またPRをしてもらいたいと思います。

それで、土木費に移ります。予算書のところに72ページですが、借換債が出ていましたけど、幾らぐらい、何%のを、金額はあそこへ出ているんですけど、何%のを借りかえて何%にかえたんですか。

- ○委員長(堀川義徳) 建設課長。
- ○建設課長(杉本和弘) 済みません。手元に資料ございませんので、後ほどお答えいたします。
- ○委員長(堀川義徳) 渡辺委員。
- ○渡辺委員(渡辺幹衛) なるべく公債費を少なく抑えるために借換債積極的に取り組んでもらいたい。借りるときは 財政事情で借りかえできるようにするという、そして議会の同意を得ながら、実際問題私も担当してみたけど、貸 しているほうの国やその関係する機関では、その利子を当てにして経営しているんで、返してもらったって困ると いってなかなか返事しなかった。それから、10年くらい前から借換債の制度がきちっとできるようになりまして、 少しは助かっているんですけど、そういう点では高い利子の債権、市債を持っていないか常に財政任せじゃなくて、 事業課でもチェックしていってほしいと思います。

それで、先へ進みます。除雪対策事業で、ことしも29年度の当初では7億3950万、それを補正で3億7700万、合計で、7億3950万に3億7700万を足して11億1650万ですか、そして今度の30年度の今の見積もりが7億5200万、去年の当初よりちょっと多いですけど、こんな程度ですが、算出の根拠をお尋ねします。

- ○委員長(堀川義徳) 建設課長。
- ○建設課長(杉本和弘) 算出の根拠でございますけども、まず除雪の委託料につきましては、固定費につきましては、28年度の実績で計上いたしました。また、稼働費、待機補償料につきましては、22年から平成28年までの7年平均を計上いたしました。それと、凍結防止剤散布委託料につきましては、26年から28年度までの3年平均で計上いたしました。除排雪機械借り上げ料につきましては、平成22年から28年までの7年平均ということで計上したものでございます。
- ○委員長(堀川義徳) 渡辺委員。
- ○渡辺委員(渡辺幹衛) 去年ね、かなり見直してもらって、ちょっとした雪降っただけでも当初予算底つくなんてい うことのないようにと言っていたんですけど、ことしは最小限、上越市なんかの2度のしかも専決での対応を見て いると、こちらの取り組みのほうがきっちり筋が通っていたのかなと思っていますけど、スノーポールの設置、撤 去委託料についてお尋ねします。以前は、業者持ちだったらしく、非常に不満もあったんですけど、何年か前から 設置、撤去の委託料1200万ぐらい計上されています。だけど、実際問題とすると非常に古い一冬ももたないような 竹の棒をちょっと色つけてあっただけで、そしてほとんど令撤去始まっていますけど、その前に折れちゃっている ような、そんな実態もかなり見受けられるんですけど、これはどういうふうにして積算しているんですか。
- ○委員長(堀川義徳) 建設課長。
- ○建設課長(杉本和弘) 例年のですね、実績を参考にしながら計上をしているというところでございます。

- ○委員長(堀川義徳) 渡辺委員。
- ○渡辺委員(渡辺幹衛) どんなポールが立っているか、業者によってはいろいろ違いますので、そんな点も実績だと 言えば実績なんですけど、チェックはしておいてもらいたいと思います。

それにもう一つ、除雪の関係でお尋ねします。除雪委託業者の受け持ちの延長の見直しが必要ではないかという意見がここでも何度も出ました。それで、延長をそのままにして効率よく6時まで、7時までに終わらすようにするとなると、当然ですけど、作業効率を上げるために機械が大型化することが必要になります。一方で、集落内の生活道路などが狭いという理由で切り捨てられるようなことがあるんじゃないかと心配されます。切り捨てられなくても、除雪路線に入れてくれといったときに、幅員が狭いからだめなんだわいといって断られるんじゃないか、そういう心配もありますが、そういう生活道路の対応はもちろん既存の井戸などを使って消雪の施設をつくって、そしてそれの設置費、維持管理費の幾らかを補填する制度もありますけど、それはそんな要望についてはどのように答えているか、また除雪路線から外れているとこで、ここも除雪路線に入れてほしいという要望はどのようにして把握しているか、お尋ねします。

- ○委員長(堀川義徳) 建設課長。
- ○建設課長(杉本和弘) 委員さんおっしゃられるですね、集落内の狭い路線につきましては、機械除雪ができないという路線につきましては、融雪施設整備補助事業、それと市道除排雪補助というのがありますので、そちらのほうが使えないかということで、相談をさせてもらっているわけでございます。また、そういう路線ですとか、要望の関係につきましては、やはり除雪の終わった後4月ですけども、当然アンケート調査を行っておりますので、その中またはですね、除雪計画のときには各地区に説明に出向いておりますので、その中で把握に努めているところでございます。
- ○委員長(堀川義徳) 渡辺委員。
- ○渡辺委員(渡辺幹衛) ぜひ諦めているようなところもあるような気がしますけど、よろしくお願いします。特に高齢化のために今まではじいさんが一生懸命少し大きなピーターで除雪していたんだけど、もう年とって後期高齢者になっちゃって、そこのとこ今度どうすればいいんだねなんていう相談もないことはないんですけど、そういう点では丁寧に相談に乗ってやってもらいたいと思います。

先ほど説明もあったんじゃないかと思うんですけど、橋梁長寿化についてお尋ねします。郷田切橋の橋梁かけか え工事、29年度の発注、8月18日から3月15日までという半年間の工期で出ていましたけど、それと新年度の計上 している事業費、そして繰り越しの関係、それについて関連をお尋ねします。

- ○委員長(堀川義徳) 建設課長。
- ○建設課長(杉本和弘) 郷田切川橋のですね、全体事業の概要といたしましては、橋長が40メーター、幅員が6メーターということで、ポストテンション方式の単純バルブ桁をかけて整備をしていくというものでございます。29年度の発注工事はですね、そのうちの下部工事について発注をいたしまして、現在作業を進めてきたわけでございますけども、少し当初の想定していたよりも地盤がですね、非常にかたくてですね、掘削に非常に時期を要してしまったということから、今回繰越明許費で繰り越しをお願いしておりまして、この完了をですね、8月末までには終わらせていきたいと思っております。また、30年度につきましては、この上部工の発注を計画しているわけでございますけども、これにつきましては、工場製作ということが最初にございますので、5月、6月ごろには発注をいたしまして、工場製作、それから下部工が終わりましたら至急上部工の現地のほうへ入りまして、年度内の完了を目指していきたいというふうに考えております。
- ○委員長(堀川義徳) 渡辺委員。

- ○渡辺委員 (渡辺幹衛) 時間があるせいじゃないですけど、ちょっと教えてください。 この郷田切川橋ってどこにあるんですか。
- ○委員長(堀川義徳) 建設課長。
- ○建設課長(杉本和弘) この橋梁のあるところにつきましては、18号線のもとの旧道で、二俣からですね、田切へ向かうところの中間にですね、郷田切川というのがございますけど、そこにかかる橋でございます。
- ○委員長(堀川義徳) 渡辺委員。
- ○渡辺委員(渡辺幹衛) この間管内視察で見たところですか。
- ○建設課長(杉本和弘) そうです。
- ○渡辺委員(渡辺幹衛) わかりました。

それで、もう少し先へ行きます。融雪施設、消雪施設の整備事業についてお尋ねします。ことしも能力低下の消雪井戸その更新が必要じゃないかというところが結構目についたんですけど、多重下請が問題になっているんですけど、29年度の状況をちょっと調べましたらね、市道中町西線ほかの消雪井戸の更新工事が某建設業者大手というか、Aランクの業者とったんですけど、これ税抜きだと思うんですけど、3672万なんです。1次下請が今度井戸掘りやっている業者が地質調査などやる業者が2592万で下請通知出してあります。それを2次下請でこの地元上越市の設備屋さんが1150万ばかでとっているんです。そういう点で、29年度は2次下請まで手続上書類に残っているのはこの1件だけなんですけど、これは井戸の更新というと、大体こういうパターンじゃないかなと思っているんですけど、それについては多重下請の問題についてどのように考えておられますか。

- ○委員長(堀川義徳) 建設課長。
- ○建設課長(杉本和弘) 私どもの調査によりますと、元請会社は全体の施工監理、それとですね、ケーシングパイプなどの材料を支給していたと、それと1次下請につきましては、掘削の管理、それと揚水試験の管理を行いながら2次下請者に対して材料の支給を行ったと。それと2次下請の会社につきましては、井戸掘りを行ったわけですけども、その掘削の人工ですとか、ポンプ室の設置などを行ったということでございますので、うちのほうとすれば流れといたしましても、そんなおかしなところはなかったというふうに考えております。
- ○委員長(堀川義徳) 渡辺委員。
- ○渡辺委員(渡辺幹衛) 井戸の新設ではそこが掘り当てられるかどうかといろいろ問題あるんですけど、更新工事に ついては、こんなに下請にしなくたって、もっと直接仕事するところへ発注できれば安くできるんじゃないかなと いう気もするんで、またそれは検討課題にしておいていただきたいと思います。

最後に、もう二つあるんですね。住まいのリフォーム促進事業についてお尋ねします。申し込みと選定の流れ、 例えば締め切り時期と該当しますというか、そういう通知の時期などについてお尋ねします。

- ○委員長(堀川義徳) 建設課長。
- ○建設課長(杉本和弘) 受け付け期間でございますけども、29年度につきましては4月17日から23日までの間で行いました。この間でですね、予算に達していなかったということから、受け付け期間につきましては延ばしまして、8月31日まで第1回目は延ばしました。8月31日現在でですね、まだ予算額の4000万に達していなかったもんですから、これを再延長いたしまして、10月31日まで延長したということでございます。

また、申請してからですね、うちのほうで許可を出すまでにつきましては、大体1週間ぐらいで許可をしているというのが現状でございます。また、商品券のですね、引きかえ期間につきましては、2月15日までということでさせていただいております。そのいただいた商品券の使用期限につきましては、3月15日までということで、きのうまででございます。

- ○委員長(堀川義徳) 渡辺委員。
- ○渡辺委員(渡辺幹衛) 先ほどの免許証返納じゃないですけど、そういう点ではあそこのプレミアム商品券なら確か に年度予算の問題もありますけど、この商品券については期間を延長する、例えば2月15日に完成しました。手続 した。1カ月の間に10万円使わなくちゃいけない、そういう点では有効に使えるかどうかという問題もありますの で、それで全額商品券じゃなくて半分は現金でもらえませんかなんていう声も出るので、この期間を延ばすという のは難しいんですか。
- ○委員長(堀川義徳) 建設課長。
- ○建設課長(杉本和弘) 例年も似たような期間で行っておりますけども、執行率がですね、商品券のかえる率でございますけど、99%を超えているような執行率となっておりますので、実績から見ても問題はないというふうに考えております。
- ○委員長(堀川義徳) 渡辺委員。
- ○渡辺委員(渡辺幹衛) 春の申し込みしても、予算がいっぱいにならなかったんで秋まで対応してもらったんですけど、以前の声とすると、春の申し込みに間に合わせるためには、それも毎年やっているというわけじゃなかった時代もありましたから、間に合わせるためには、冬のうちにとか、秋のうちに段取りをしないとうまくいかない。それで1回切りだったというのもあって、じゃ畳でもかえるかとか、窓でもかえるかくらいしかなかった。本当はお金をかけてリフォーム、本当の大工さん入ってもらったり、そういうリフォームをしたいんだけど、なかなかその準備が小さい会社、個人の会社ではできない。そんな格好で苦情もあったんです。それで、大きな営業力を持っている営業社員が何人もいる会社では、正月のうちから小まめに回ってというのがあったんです。今度は2回まで使えるということになったから、予算の枠さえあればもう少し地道な対応を外で雪消えてから測量したりする対応もできそうなんですけど、それでお尋ねしたいんですけど、4000万の枠ことしはかなり遅くまで余っていたみたいですけど、それを3000万に縮小したというのは、どういう理由ですか。
- ○委員長(堀川義徳) 建設課長。
- ○建設課長(杉本和弘) 29年度の実績といたしまして、約500万円ほど予算が余ったというふうなこと、それとこの前一般質問の中でも話をしましたけども、景況感につきましては、改善傾向を示しているというようなこともございまして、30年度につきましては3000万円というお金を総合的に判断して決めたわけでございます。
- ○委員長(堀川義徳) 渡辺委員。
- ○渡辺委員(渡辺幹衛) 何か上越市の情報だと、国の交付金の対象から外すんじゃないかという情報もあるんですけ ど、そういう点はどのようですか。
- ○委員長(堀川義徳) 建設課長。
- ○建設課長(杉本和弘) 現在妙高市はですね、このリフォームに補助金を入れておりませんので、済みません、国の ほうの動向というのはちょっと把握しておりません。
- ○委員長(堀川義徳) 渡辺委員。
- ○渡辺委員 (渡辺幹衛) それで、国にもちろん求めていくことは求めてもらいたいんですけど、有利な制度があるんならそれを使えるようにしてもらいたいんですけど、国から外されても、さっき景気回復も少しはという話がありましたけど、実際は業者の皆さん、商工部会の皆さんもリフォーム制度を当てにしている皆さんもいるし、市民の皆さんも多いわけですから、ぜひ使いやすい制度、単独費をつぎ込んでも有効に、しかも商品券で出しているというのは妙高市だけじゃないかと思うんです。そういう点では、全体の商店街の需要喚起も含めて、対応してもらいたいと思います。

最後に1つお尋ねするんですけど、新聞記事ではね、アパートをつくってというか、業者が、メーカーがつくらせて、10年間なり、30年間家賃保証するからといってつくらせて、確かに家賃保証しているんですけど、何年かたつと、もうこのままではうちの会社が潰れちゃうともう家賃保証どころじゃないから、家賃保証の額を半分にしてくれとか、3分の1にしてくれとかと言われて、泣き泣きそれに応じざるを得ないというのが社会問題になっています。そういう点で、ここでも例えば区画整理なんかしたとき、同意するときにそんなこと言ったかどうか知りませんけど、農家の皆さんは後継者の問題もあって、かなりアパート経営にシフトした、アパートがいっぱい建っています。そういう点では、サブリースというんだそうですけど、そんな苦情は把握されていませんか。環境生活課かもしれないし、建設課かもしれないんですけど、そんな苦情はありませんか。

- ○委員長(堀川義徳) 建設課長。
- ○建設課長(杉本和弘) 建設課にはそのような苦情は寄せられておりません。
- ○委員長(堀川義徳) 環境生活課長。
- ○環境生活課長(岡田雅美) 環境生活課でも、そのような苦情は寄せられておりません。
- ○委員長(堀川義徳) 渡辺委員。
- ○渡辺委員(渡辺幹衛) 以上なんですけど、補助事業でもやっていたわけですから、そんなような動きがあるのか、 情報があるのかどうか、それに対してはどういう対応をしたらいいのかも含めてふだんからちゃんとした情報を集 める方法を検討しておいていただきたいと思います。
 - 一般会計については、以上です。
- ○委員長(堀川義徳) 福祉介護課長。
- ○福祉介護課長(葭原利昌) 先ほどの冬期在宅除雪の関係で、妙高地区で6万2000円といったのは、これ1回分でございます。それから新井南部、それから妙高高原で10万円を超えておりましたけども、こちらについても1回分の単価でございました。
- ○委員長(堀川義徳) 関根委員。
- ○関根委員(関根正明) じゃ、少し質疑させていただきます。

まず、37ページの環境衛生費の地球環境保全地域活動推進事業の中で、予算が3万1000円ですけど、雨水浸透ますの予算がついておりますが、これ29年度で幾つぐらい設置されたものですか。

- ○委員長(堀川義徳) 環境生活課長。
- ○環境生活課長(岡田雅美) 資料をつくった段階では、ゼロだったんですが、つい最近2基来たように記憶している んで、ちょっと改めてまた回答させてもらいます。
- ○委員長(堀川義徳) 関根委員。
- ○関根委員(関根正明) この予算3万1000円で幾つを想定しているものなんですか。
- ○委員長(堀川義徳) 環境生活課長。
- ○環境生活課長(岡田雅美) ちょっと調べさせてもらうんで、済みません、お時間いただきたいと思います。
- ○委員長(堀川義徳) 関根委員。
- ○関根委員(関根正明) 多分3万1000円ぐらいだから、去年が2個だとすると、それぐらいの数だと思うんですけど、 それ以前はかなりの数だと思ったんですが、これだけ減ってきている原因というのは、どういうふうにお考えでしょうか。
- ○委員長(堀川義徳) 環境生活課長。
- ○環境生活課長(岡田雅美) 市民の皆様から協力をいただくということで、各地域の公民館あるいはそういった集会

所、そういったところにもかなりの数つけていただいておったんですが、そこら辺が最近はもう頭打ちになっているというのが現実かなとちょっと思っています。

- ○委員長(堀川義徳) 関根委員。
- ○関根委員(関根正明) じゃ、実際は自宅でつけているというのは余りないという形でしょうか。
- ○委員長(堀川義徳) 環境生活課長。
- ○環境生活課長(岡田雅美) 新築家屋を建設する際に、そういったお願いといいますか、確認申請の際にそういった お願いもしておるんですが、なかなか現実的には御協力いただけないという部分もございます。
- ○委員長(堀川義徳) 関根委員。
- ○関根委員(関根正明) その辺もその後にある地下水位観測も行っておりますけど、その辺に支障は全然ないと考えられておるんですか。
- ○委員長(堀川義徳) 環境生活課長。
- ○環境生活課長(岡田雅美) 昭和54年より地下水の推移の観測を進めております。消パイの普及等に伴いまして、平成20年ぐらいまでは暫時少しずつ下がってくるような状況でしたが、大体20年をピークに横ばいの状態になっております。
- ○委員長(堀川義徳) 関根委員。
- ○関根委員(関根正明) 横ばいの状態だったら、そんなに心配はないと思いますけど、あと水田湛水化のほうはどの 程度実情として現状をお話しください。
- ○委員長(堀川義徳) 環境生活課長。
- ○環境生活課長(岡田雅美) 29年度の取り組みでは、約55.98ヘクタールの取り組みを行っていただきまして、およそ 2カ月間で43万6644トンの湛水化という結果になっております。
- ○委員長(堀川義徳) 関根委員。
- ○関根委員(関根正明) じゃ、続きまして、同じく38ページの生命地域妙高環境会議事業の中の生物多様性保全活動の中で、いもり池のスイレンの除去状況はどうでしょうか。
- ○委員長(堀川義徳) 環境生活課長。
- ○環境生活課長(岡田雅美) お答えいたします。

一応環境省事業のグリーンワーカー事業ということで、3年間事業を進めさせていただいておりまして、昨年の11月には一応水を抜いて中の状況も確認したということで、環境省としては今後3年間基礎調査なり、今後どうしていくか体制づくり、そういったものをまた構築、そういった業務を行うということになっておりますし、市といたしましては、その間何もしないというわけにいきませんので、引き続き池の平区の皆様と御協力いただく中で、何らかの対応のほうをしてまいりたいと考えております。

- ○委員長(堀川義徳) 関根委員。
- ○関根委員(関根正明) 環境省の予算がついて、去年あたりやっていたんですが、いずれにしろ、ボランティアが主力というような形になっていると思いますが、その辺の事情、ことし池の平とボランティアに頼るという形になると思いますけど、その辺はどうでしょうか。
- ○委員長(堀川義徳) 環境生活課長。
- ○環境生活課長(岡田雅美) 私も実際その作業に携わったことあるんですが、非常につらい作業ではあるんですが、 やっぱり観光客の皆さんが来て、逆さ妙高が見えないという事態だけは何とか避けなきゃいけないということで、 これまでやってきた方法をもうちょっと工夫する中で、何とか余り労力をかけないでやる方法をまた検討してまい

りたいと思います。

- ○委員長(堀川義徳) 関根委員。
- ○関根委員(関根正明) いずれにしろ、抜本的な方法を考えなきゃなかなか難しいと思うんですけど、実際去年水を 抜かれて、中に入り込んだ写真等も見ておりますけど、その辺は実感としてどういうふうに思われていますか。
- ○委員長(堀川義徳) 環境生活課長。
- ○環境生活課長(岡田雅美) 想像していたよりも、ちょっとかなりひざいかなと、特にヘドロといいますか、そういったにおいあるいはスイレンの根っこがちょっと絡まっているような、そういった状況も見られましたので、この辺について基本的にはいもり池は環境省直轄といいますか、直轄事業を入れられる場所ですので、そういった方面に今後とも働きかけてまいりたいと思っております。
- ○委員長(堀川義徳) 関根委員。
- ○関根委員(関根正明) ぜひ抜本的な解決を、抜本的といってもなかなか難しいとこがあるんですけど、以前農林課 の予算とか、あれでやったのを見ていますけど、なかなか難しいとこがありますが、よろしくお願いしたいと思います。
- ○委員長(堀川義徳) 環境生活課長。
- ○環境生活課長(岡田雅美) 済みません。先ほどの浸透ますの件なんですが、29年度におきましては完了が1基、今 やっているところが2基ということで、一応3基つく予定です。30年度予算につきましては、原材料費という形で 一応3基のほうを要求させてもらっています。
- ○委員長(堀川義徳) 関根委員。
- ○関根委員(関根正明) 続いて、妙高戸隠連山国立公園連絡協議会の取り組みの中で、ロングトレイルコースと出て おりますが、その概要はどこからどこかとか、そういう概要をお願いいたします。
- ○委員長(堀川義徳) 環境生活課長。
- ○環境生活課長(岡田雅美) お答えいたします。

基本的にはですね、まず妙高側から行きますと、笹ヶ峰を通って飯綱方面に延びるということで、ロングトレイルですかね、200キロのトレイルランニング、あそこを使っているようなルート、それともう一つは、斑尾のほうからですね、関川の右岸のほうになりますかね、苗名滝の上のほうといいますか、そちらのほうから笹ヶ峰に上がっていく道、そういった道、あと乙見峠、一応連山国立公園ですので、ちょっとなかなか言葉で説明しづらいんですが、それぞれのところから使えるようなルートを検討しているところであります。

- ○委員長(堀川義徳) 関根委員。
- ○関根委員(関根正明) 了解しました。いずれにしろ、トレイルランニングのあれがベースになるような形だと思いますけど、じゃ続きまして、43ページの焼却施設管理運営事業の施設の延命化で、本来のこの施設の耐用年数って、もう切れているんですか、それともその耐用年数は何年ですか。
- ○委員長(堀川義徳) 環境生活課長。
- ○環境生活課長(岡田雅美) 一概に何年とはなかなか言えないところですが、一般的には大体こういった施設は20年程度と言われておりますが、クリーンセンターにつきましては、平成28年に3年に1 遍機能検査といいますか、法律で定められておりますので、そこの調査ではすぐにだめになってしまうというような状況ではないということです
- ○委員長(堀川義徳) 関根委員。
- ○関根委員(関根正明) ここで毎年かどうか知らんですけど、積み立てしていると思いますけど、その辺の今の残高

というか、基金の残高はどのぐらいになっているんですか。

- ○委員長(堀川義徳) 環境生活課長。
- ○環境生活課長(岡田雅美) この3月末の見込みで1億5157万2790円というようになっております。
- ○委員長(堀川義徳) 関根委員。
- ○関根委員(関根正明) 了解いたしました。

続きまして、じゃ福祉介護課のほうで予算書の145ページの障がい者就労支援施設管理事業の補助金の米粉パンの 販売促進とありますけど、これは純粋な意味で販促の費用なんでしょうか。

- ○委員長(堀川義徳) 福祉介護課長。
- ○福祉介護課長(葭原利昌) こちらにつきましては、御案内のとおり学校給食に米粉パンを提供している。その原材料が非常に高うございまして、そちらの県学校給食会の米粉パンとの差額分を助成しているという内容でございます。
- ○委員長(堀川義徳) 関根委員。
- ○関根委員(関根正明) 一般的に言うと、販売促進というと、宣伝費に聞こえるんですけど、これ見てちょっと違和 感を感じたんで、そういう質疑をしてみましたけど、実際原材料費の補助だったら、またそういう書き方のほうが 間違いないような気がしますが、その辺はいかがでしょうか。
- ○委員長(堀川義徳) 福祉介護課長。
- ○福祉介護課長(葭原利昌) 過去からの経緯もございまして、このとおりになっておるものでございますけれども、 また検討いたします。
- ○委員長(堀川義徳) 関根委員。
- ○関根委員(関根正明) 続いて、健康保険課のほうで35ページの地域医療体制確保事業の中で、骨髄等ドナーなどへの助成が21万の予算がついておりますが、21万ってどの程度の助成をするのか、大体何人を想定しているのか、教えてください。
- ○委員長(堀川義徳) 健康保険課長。
- ○健康保険課長(見波淑江) この事業につきましては、ドナー提供者のマッチングしたときに、より提供しやすい環境づくりというとこで予算化今回したもので、ドナーの方、マッチングしますと検査とか、入院とかで大体7日間ぐらいかかるというところで、1日2万円掛ける7日間というところで14万円、それとあとは事業所がそういう休暇制度をとっていた場合に、その事業所に支援するというところで、1万円掛ける7日間、そういったところが根拠になっております。
- ○委員長(堀川義徳) 関根委員。
- ○関根委員(関根正明) そうすると、1名を想定しているということなんですか。
- ○委員長(堀川義徳) 健康保険課長。
- ○健康保険課長(見波淑江) はい、これ新規事業でもありますし、1名。そして、既に先行的に行っております近隣 の市町村の実績から勘案しまして、1名ということにいたしております。
- ○委員長(堀川義徳) 関根委員。
- ○関根委員(関根正明) 今これはちょっと実際わかるかどうかはあれですけど、妙高市でドナー提供者というか、登録されている方が何名ぐらいいらっしゃるんでしょうか。
- ○委員長(堀川義徳) 健康保険課長。
- ○健康保険課長(見波淑江) 妙高市の登録は29年3月末現在で232人となっております。そして、提供者につきまして

は、なかなかこれ個人情報でもありましてわからないんですけれども、身近なところでは2名は把握しております。

- ○委員長(堀川義徳) 関根委員。
- ○関根委員(関根正明) ありがとうございました。これにて終了します。
- ○委員長(堀川義徳) 八木委員。
- ○八木委員(八木清美) では、八木です。よろしくお願いいたします。

まず、建設課からお願いします。概要の56ページの道路新設改良事業についてです。予算書は247ページです。先日ですね、大鹿の地域の協議会の方からですね、1枚の要望書の回答を見せていただきました。市道大鹿中通りの道路の拡張工事について、昨年要望したんだけれども、どのようになっているかとお聞きしたんですが、ちょうどですね、ことし新設ということで、拡張してくださるということで、要望にお応えしてくださることがわかったんですが、全て昨年の地域要望に対して応えた路線かどうかお聞きします。

- ○委員長(堀川義徳) 建設課長。
- ○建設課長(杉本和弘) 要望路線につきましては、要望いただいた段階で地権者対応ができるかどうかということを 確認しておりまして、その地権者対応ができるという路線については、30年度で予算化したということでございま す。
- ○委員長(堀川義徳) 八木委員。
- ○八木委員(八木清美) 地域の交流と、それから暮らしを支えるということで、道路として早期にですね、条件を整 えて整備していただけるということで、非常にありがたいことだなと感じました。

続きまして、概要の43ページの焼却施設管理運営事業ですが、先ほども関根委員からも質疑ありましたけれども、 焼却施設の耐用年数は、先ほど20年とおっしゃいましたでしょうか。

[「20年」と呼ぶ者あり]

- ○八木委員(八木清美) 20年とおっしゃいましたが、当焼却施設は今築何年でしょうか。
- ○委員長(堀川義徳) 環境生活課長。
- ○環境生活課長(岡田雅美) 21年が経過したところであります。
- ○委員長(堀川義徳) 八木委員。
- ○八木委員(八木清美) この概要を見ますと、21年はたっているけれども、延命していきたいというふうにとれますが、今後延命化を図る予定ということで、どのように延命化を図っていくのか、お尋ねします。
- ○委員長(堀川義徳) 環境生活課長。
- ○環境生活課長(岡田雅美) 先ほどもちょっと触れましたが、3年に1遍の精密機能検査では、建物自体は特に問題ないということで、ただ今後焼却内の耐火れんが、燃やしているところのれんがと、あとごみを投入口から燃やすところまで持っていく一連の炉の中に送り込むライン、それと温水をつくる熱交換器、これについてはちょっと重点的に修繕していく必要があると聞いておりますので、30年度におきましても、こうしたごみクレーンですとか、焼却ラインの耐火物、9つの修繕工事を行うこととしております。
- ○委員長(堀川義徳) 八木委員。
- ○八木委員(八木清美) 生活に密着した非常に大事な施設ですので、市民全体でしっかりと支えていかなければと思 うんですが、先般ですね、岩﨑議員からも総括質疑がございました。市民が1人当たりですね、40グラムの減量が 目標ということで聞きましたので、ぜひみんなで心がけていきたいと思っております。

そこでですね、総括の答弁でですね、死亡者の整理と住宅の取り壊しによる直接の搬入が非常に課題だということで答弁いただいたんですけれども、その時点でですね、受け付けで区別していくという配慮が必要だということ

でとどまったんですが、提案というか、広報等でですね、事前に周知しながら、そういうお宅については、市で事前に相談に乗るというような窓口開設も必要ではないかと考えますが、いかがですか。

- ○委員長(堀川義徳) 環境生活課長。
- ○環境生活課長(岡田雅美) 昨年度の傾向といたしまして、今ほど委員さんおっしゃられたとおり、そういった場合 に結構市のほうにも相談といいますか、事前にこれはどういうふうに持っていったらいいのかという、そういう問 い合わせもございましたので、聞かれれば私らのほうでも幾らでも対応できるような体制をとっておりますので、 そういったのを何かあれば相談してもらうというふうな形にしていければなと思っております。
- ○委員長(堀川義徳) 八木委員。
- ○八木委員(八木清美) ぜひそのようにお願いいたします。

次にですね、環境会議のサポーター制度について、概要39ページですが、環境会議サポーター制度の創設ということでしたが、先ほども関根委員からの質疑もありましたが、スイレンの除去ということで、ますますサポーターになる方々の応援が必要になるところですけれども、現在ですね、ボランティアの方はどのくらいの人数というんですかね、活動されていますか、おわかりになったら。

- ○委員長(堀川義徳) 環境生活課長。
- ○環境生活課長(岡田雅美) 環境会議の中でのそういったボランティアというのは、現在まだ30年度からの募集になりますので、現実にそういった形で活動されている方は今のところおりません。
- ○委員長(堀川義徳) 八木委員。
- ○八木委員(八木清美) 今までそういうスイレンの除去とか、それからオオハンゴンソウとかの除去活動等に進んで活動されている、下支えになっている方々がいらっしゃるんですが、このサポーター制度で一応募集するに当たり、 非常になれた方でないと正しい除去作業を知識も得ていないといけないんではないかと思われますが、その辺そういう方々にお声がけする必要があると考えますが、いかがですか。
- ○委員長(堀川義徳) 環境生活課長。
- ○環境生活課長(岡田雅美) 委員さんおっしゃるとおりで、今まで例えばオオハンゴンソウの駆除ですとか、いもり 池の整備もそうですし、あと高山植物の盗掘活動の関係とか、いろんな形でばらばらにそういった取り組みやって いたものを環境会議という一つの旗のもとにですね、何とか統一的といいますか、足並みそろえてやれるような体 制をつくるというのも一つの目的ですので、これまでそういった活動に携わってもらった方にもお声がけする中で 加わってもらうような形で募集してまいりたいと思っております。
- ○委員長(堀川義徳) 八木委員。
- ○八木委員(八木清美) ぜひ縁の下の力持ちの方々ですので、そういう方々にお声がけをお願いいたします。 続いて、第18回ライチョウ会議新潟妙高大会という長い名前ですが、それをことし開催するということで、大きな目玉になると思います。全国にライチョウのことを発信する意味でも、また妙高のことをPRする意味でも、大事な会議だと思いますが、この会場はどこで開催される予定ですか。
- ○委員長(堀川義徳) 環境生活課長。
- ○環境生活課長(岡田雅美) 妙高市の文化ホールで開催します。
- ○委員長(堀川義徳) 八木委員。
- ○八木委員(八木清美) あそこは、1000人くらいですね、収容できますが、多分市内の市民の方と、またどういうような方々を対象にされる予定ですか。
- ○委員長(堀川義徳) 環境生活課長。

- ○環境生活課長(岡田雅美) もともとどちらかというと、学術的な会議の意味合いが強かったわけなんですが、今回 妙高市で開催するに当たっては、子供たちからも参加していただきたいと考えておりますし、あと最近の取り組み として、各県でライチョウサポーターという、いわゆる普通の市民の方がライチョウ保護に携わっていただいているということで、そちらのほうにも声をおかけする中で、一部の研究者だけのようなものでなく、広く普通の市民 の方が参加できるような形での大会にしていきたいなと思っております。
- ○委員長(堀川義徳) 八木委員。
- ○八木委員(八木清美) それで全部1000人埋めたいというような気持ちもありますけれども、例えばですね、有名人とか、そういう方をお呼びする予定はありますか。
- ○委員長(堀川義徳) 環境生活課長。
- ○環境生活課長(岡田雅美) 高額な費用をかけてですね、著名人の方を呼ぶという考えはございません。何とか来ていただいた方が楽しめるといいますか、ああ、こういう形だなということで、何か一つ一過性にとどまらず、何か持ち帰っていただけるような、そういった会議にできればしていきたいなと思っております。
- ○委員長(堀川義徳) 八木委員。
- ○八木委員 (八木清美) 周知も非常に大事だと思います。広報等で周知しながらですね、PR活動を早目に行ってですね、たくさんの方から会場いっぱい埋まるようにしていただければと思います。整理券等も利用しながら、事前にわかるように、そういう準備等はですね、所管も非常に大変なことだと思いますが、成功裏に終了するように頑張っていただきたいと思っております。

その中でですね、ライチョウに関することなんですが、そこから関係あることで、登山者のマナーについてなんですけれども、以前ビジターセンターの館長さんともお話しした中で、登山道の入り口の看板とかに登山者へのマナーとかですね、それからライチョウを発見したときはどのようにして発見したのかとか、詳しい情報がもっと欲しいというようなことをお聞きしました。看板等は、入り口には設置されているかどうか、ちょっとお聞きしたいと思います。

- ○委員長(堀川義徳) 環境生活課長。
- ○環境生活課長(岡田雅美) 私の記憶している限りなんですけど、火打山の登山ゲートの左側のほうに森林管理署さんで看板を出しておられまして、鳥獣保護地域ということで貴重なライチョウがいるということで、注意していただきたいという看板と、あとゲートのところには、環境に関するそういった啓発的なものはちょっとないかなと、焼山の注意看板はたしかあったかと思うんですけどというような今認識です。
- ○委員長(堀川義徳) 八木委員。
- ○八木委員 (八木清美) ぜひですね、登山者へのお願いというようなわかりやすい言葉でですね、貴重なライチョウが住んでいることとか、オオハンゴンソウ等のですね、種子がまかれないように足元をよく取り払って入ることとか、マナー等を注意喚起するような看板をぜひ設置していただきたいと思っております。これは要望です。お願いします。

次にですね、バスの生活交通確保対策事業です。24ページなんですが、1億2000万といういつも大きな予算をかけておりますけれども、バス事業者にとって現在の状況は業績ですね、以前と比べてよくなったのかどうなったのか、その辺の推移についてお聞きしたいと思います。推移といいますか、状況ですかね、今の状況。

- ○委員長(堀川義徳) 環境生活課長。
- ○環境生活課長(岡田雅美) これは、バス事業者さんということですよね。
- ○八木委員(八木清美) そうですね。

- ○環境生活課長(岡田雅美) 妙高市の場合で言いますと、実際今まで路線バスだったものをほとんど市営バスに転換を図っているということで、路線バス以外にもスクールバスの運行とか、そういったのも請け負ったりしているということで、実態まではつかんでおりませんが、厳しい中でも何とか営業していけているんだろうなというふうに捉えております。
- ○委員長(堀川義徳) 八木委員。
- ○八木委員(八木清美) その中でですね、一番の課題となるところはどのようにお聞きしていますか、把握していらっしゃいますか。
- ○委員長(堀川義徳) 環境生活課長。
- ○環境生活課長(岡田雅美) 聞くところによりますと、事業をちょっと拡大といいますか、新しい事業に取り組もう としても、運転手さんの確保が現実的にはなかなか募集をかけていても集まらないというような話は聞いておりま す。
- ○委員長(堀川義徳) 八木委員。
- ○八木委員(八木清美) どこもそうなんですが、若い方の人手不足ということで、担い手不足ということは、もうど こでも聞く話なんですけれども、こういうバス業者にとっても、それが非常に課題だということを今お聞きして、 大変なことだなと感じております。何か打開策というのはないでしょうか。
- ○委員長(堀川義徳) 環境生活課長。
- ○環境生活課長(岡田雅美) これは事業者さんそれぞれが自助努力ということでやっていくほかないのかなと。なかなか昔と違って、こういった運転手さん、昔は花形的なところもありましたが、今は結構つらい仕事になっておりますので、そういったイメージといいますか、そういったとこから改善していく必要があるのかなと思っております。
- ○委員長(堀川義徳) 八木委員。
- ○八木委員(八木清美) そういうところにも人員が届くといいなと考えております。

次にですね、37ページのピロリ菌についてお尋ねします。ピロリ菌の検査の対象者を20歳から65歳に拡大するという新しい事業ですけど、私前にですね、聞いたところですと、ピロリ菌というのは、以前井戸水を飲んだ方のような年代の人がピロリ菌がいるということを聞いていたんですが、本当のところはいかがですか。

- ○委員長(堀川義徳) 健康保険課長。
- ○健康保険課長(見波淑江) 学術的にはピロリ菌は主に幼少期で、今ほど委員さんおっしゃられたとおり上水道が普及していなかった時代の世代に多いというふうに言われております。
- ○委員長(堀川義徳) 八木委員。
- ○八木委員(八木清美) そうすると、今の20代というのは、もうほとんど水道水で育っているわけですが、ちょっと 不思議だなと思うんですが、20代からというのはどういうところでしょうか。
- ○委員長(堀川義徳) 健康保険課長。
- ○健康保険課長(見波淑江) 50歳代以上の方の約半数の方がピロリ菌に感染しているというようなデータもございまして、なぜ20代かというと、その50歳以上の方のお子様たちの年代がその年代というところで、家族間、親子間の感染があったかどうかという確認をするために20歳から対象にしているものであります。
- ○委員長(堀川義徳) 八木委員。
- ○八木委員(八木清美) 理解いたしました。

そういうところでやっぱり検査をして、ピロリ菌は胃がん等の原因にもなるということですので、こういうこと

をしっかりと周知していただければと思います。大腸がんの撲滅キャンペーンもしていますが、ずっとキャンペーンをしているんですけれども、この辺効果はどのようですか。

- ○委員長(堀川義徳) 健康保険課長。
- ○健康保険課長(見波淑江) 受診率で申し上げますと、大腸がん検診につきましては、年々受診率が上がっている、 そういったところでの効果はあるというふうに考えております。
- ○委員長(堀川義徳) 八木委員。
- ○八木委員(八木清美) 引き続きキャンペーンの効果があるということで、していただきたいと思います。 最後にですね、80ページの認知症対策事業についてお尋ねしたいと思います。認知症の対策推進事業……

[何事か呼ぶ者あり]

- ○八木委員(八木清美) 書いてあった。 済みません、じゃ、以上です。
- ○委員長(堀川義徳) 環境生活課長。
- ○環境生活課長(岡田雅美) 済みません。先ほどの関根委員さんだかの基金の積み立ての金額ちょっと私間違えて発言してしまいましたので、修正のほうお願いします。

正しくは2億19万3000円が現時点での基金の積立額になっています。

- ○委員長(堀川義徳) 建設課長。
- ○建設課長(杉本和弘) 先ほど渡辺委員さんから質疑がありました借換債の利率でございますけども、今現在は1.34と 1.35%で借りているものを来年の見込みといたしましては、0.27%で借りる見込みだそうです。 以上です。
- ○委員長(堀川義徳) じゃ、委員長交代します。

[委員長、副委員長と交代]

- ○副委員長(八木清美) 堀川委員。
- ○堀川委員(堀川義徳) じゃ、最後私1点ですね、せっかく松岡課長に来ていただいているのにですね、非常に発言 していただきたいと思います。

先ほどのですね、概要書の59ページのひとり親家庭の移住支援ということで、一般質問や総括にもですね、今回の移住のですね、ある意味目玉的な事業だというような形でこの事業取り上げているんですが、実際のところもう少し具体的にですね、どういった人を対象にしてですね、どういった支援をしていくのかということをちょっとお伺いしたいんですが。

- ○副委員長(八木清美) 企画政策課長。
- ○企画政策課長(松岡由三) それでは、ちょっとお答えをいたします。

一応ターゲットは都会に暮らすひとり親ということで、私どもの規定としてはですね、高校生以下の子供がいて、それで本人が40歳未満ですか、そういう方を対象に考えておりますし、支援の内容としましてはですね、1つはこちら、ですから、下見に来てもらう旅費だとか、宿泊の費用の支援、それとですね、引っ越しの費用ですか、それを支援していく、それと車ですかね、こちらなんでやはり車が必要だということなんで、車をですね、購入したときの支援、これを考えております。

- ○副委員長(八木清美) 堀川委員。
- ○堀川委員(堀川義徳) かなりですね、具体的な数字、高校生以下の子供がいて、本人もですね、40歳以下ということで、かなり具体的な数字のですね、基準というか、これをターゲットにしているということで、例えば42歳の方

はこの支援のいわゆる支援策には含まないということなんでしょうか。

- ○副委員長(八木清美) 企画政策課長。
- ○企画政策課長(松岡由三) 一応40歳未満ということなんで、40歳超えている方は対象には含まないという、そういう考えです。
- ○副委員長(八木清美) 堀川委員。
- ○堀川委員(堀川義徳) こういう時代ですので、男女の差別はちょっとできないかと思うんですが、40歳以下であれば男性でもいいんですか。
- ○副委員長(八木清美) 企画政策課長。
- ○企画政策課長(松岡由三) 一応男性も含まれております。
- ○副委員長(八木清美) 堀川委員。
- ○堀川委員(堀川義徳) 今回のこの移住支援ですね、いわゆる当然来ていただくとですね、今そういった40歳以下、 しかも子供が高校生以下というような基準を設けた場合に、いわゆる妙高市にとってのプラスのシナリオというん ですかね、こういうふうな形でこういうふうになって最終的にこうなるというやっぱり妙高市が描くですね、今回 の事業に対しての最高といいますか、こうなってほしいというシナリオというのはどんな形なんでしょうか。
- ○副委員長(八木清美) 企画政策課長。
- ○企画政策課長(松岡由三) 1つは、人口減少対策ということなんで、非常にいろんなことを行ってきているんですけれども、なかなか歯どめがかかってこないということなんで、やはりターゲットを絞ることによってですね、その辺を何とかしていきたいということ、それとですね、就労ですかね、特に有効求人倍率が上がってきたということなんで、福祉だとか、医療だとか、保育だとか、建設とか、そういうやはりですね、人手不足の状況があるということなんで、そういうところに供給といいますかね、就労を行ってもらうということ、それとですね、例えば女性の方が来ていただいてですね、市民と結婚してもらうとか、そういうこともちょっと想定はしております。
- ○副委員長(八木清美) 堀川委員。
- ○堀川委員(堀川義徳) 恐らくですね、これ都会に住む、いわゆるひとり親のですね、生活していく上ではですね、 非常にそういった小さなお子様を抱えながらですね、都会で生活するということは、非常に大変だというようなこ とからですね、今回の事業がある意味かなり特定の人をターゲットにして、ぜひ妙高市にどうぞという形で進めて いると思うんですが、これ実際ですね、どういった形でこの人たちをですね、都会からターゲットとして見つけて ですね、こちらに来てもらうのかという、恐らくホームページに載せておくぐらいではですね、基準を設けて40歳 以下の高校生以下の子供の方、妙高市へさあ、どうぞといってもですね、そうじゃない方でもなかなかふえないと いうところが現状で、さらに年齢とかですね、子供の年をですね、基準、それ以下の方々を妙高市に来ていただく というためには、相当そこの人たちだけに例えば何か情報を持っていて、その人たちだけに情報を来てくださいと いうような宣伝でもしない限りは、なかなか率悪いと思うんですが、その辺は今後どう進めていくんでしょうか。
- ○副委員長(八木清美) 企画政策課長。
- ○企画政策課長(松岡由三) この事業についてはですね、国ですか、内閣府だとか、厚労省のほうから声がけを実はですね、もらったんですね。そちらの方と接触する中で、キーマンといいますかね、こういうことで自治体でいるいろとですね、行っているところがあるということで、そういうところといいますか、例えば日本シングルマザー協会さんですか、支援協会さんですか、そういうところからですね、あっせんを行ってもらうということ、それとですね、今建設課のほうで行っている首都圏ですか、そちらのほうで移住、定住のセミナーですか、そういうところで情報を発信しながら相談に来る方をですね、連れてくるとか、そういう一応対応でございます。

- ○副委員長(八木清美) 堀川委員。
- ○堀川委員(堀川義徳) さすがに松岡課長に来ていただいただけあってですね、詳しく話をお聞きしましたが、この 事業ですね、恐らく今いろんな国とのですね、そんなかかわりもあると思うんですが、この事業に対して市長のほ うからですね、一言どういった形でですね、この事業が妙高市のためになるかということを発言のできる範囲内で お聞かせ願いたいんですが。
- ○副委員長(八木清美) 入村市長。
- ○市長(入村 明) 今課長が答えたとおりでございます。
- ○副委員長(八木清美) 堀川委員。
- ○堀川委員(堀川義徳) ぜひですね、本当に恐らく都会でですね、困っている問題がいろいろあるんですが、それを 地方に押しつけようということはないと思うんですが、地方では一方ではですね、やはりそういった働く場所があったりですね、非常に仮にひとり親でもですね、地域が支え合ってですね、生きていけるというような環境が整っているというようなところが地方だとすればですね、都会のそういった本当に生活していく上では大変なところとですね、地方のそういったいいところがですね、うまくマッチングできればですね、お互いに人口、いわゆる移住にもなりますし、本当にまたそんな若い子供がですね、地域に住んでくれれば地域のまたいろんな活性化といいますか、元気が出るのかなということで、ぜひですね、この事業今年度から始まるようですが、新しいですね、移住の一つのモデルということで、注目して見ていきたいと思いますので、ぜひ成功させていただきたいと思って質疑を終わります。
- ○副委員長(八木清美) 交代します。

[副委員長、委員長と交代]

○委員長(堀川義徳) これにて質疑を終わります。

これより討論を行います。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○委員長(堀川義徳) これにて討論を終わります。

これより採決します。

議案第13号 平成30年度新潟県妙高市一般会計予算のうち、当委員会所管事項は原案のとおり決定することに御 異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○委員長(堀川義徳) 異議なしと認めます。

よって、議案第13号は原案のとおり可決されました。

議案第14号 平成30年度新潟県妙高市国民健康保険特別会計予算

- ○委員長(堀川義徳) 次に、議案第14号 平成30年度新潟県妙高市国民健康保険特別会計予算を議題とします。 提案理由の説明を求めます。健康保険課長。
- ○健康保険課長(見波淑江) ただいま議題となりました議案第14号 平成30年度新潟県妙高市国民健康保険特別会計 予算について御説明申し上げます。

平成30年度の国保制度改革に関連し、制度の廃止や新潟県への移管によって、予算科目を追加または削除したものがございます。

まず、歳入から申し上げます。予算書特9ページをお開きください。1款1項1目及び2目の国民健康保険税は、

県が示した国民健康保険事業費納付金をもとに、平成30年度の被保険者の所得、人数等により計上したもので、医療給付費分と後期高齢者支援金等分は被保険者全員から、また介護納付金分は40歳から64歳までの被保険者から納付していただくものです。

特10ページをお開きください。下段の3款1項国庫負担金のうち療養給付費等負担金、特定健康診査等負担金及び12ページ上段の4款1項療養給付費等交付金は、国保制度改革に伴い、県へ移管するため平成30年度分の収入は見込まれませんが、過年度分の追加交付に対応するため、それぞれ1000円を計上しております。

その下の5款2項1目保険給付費等交付金は、新たに県から交付される補助金であり、保険給付費の見込み額を 計上しております。

次に、下段の7款1項1目一般会計繰入金は、繰り出し基準に基づいた保険基盤安定繰入金及び事務費等に係る 一般会計からの法定繰入金であります。

次に、歳出について御説明申し上げます。特18ページをお開きください。 1 款 1 項総務管理費は、平成27年度予算に計上していた広域化に対応するシステム改修が完了したことにより減額となっております。

特20ページをお開きください。下段の2款1項療養諸費から特24ページ下段の2款5項葬祭諸費は、平成29年度 支給実績を踏まえた見込み額としております。

その下3款国民健康保険事業費納付金は、国保制度改革に伴い、財政運営の主体を担う県に対する拠出金として、 市町村国保特別会計が支出するもので、一般被保険者医療給付費分及び特26ページに続きます退職被保険者医療給 付費分、一般退職被保険者後期高齢者支援金等分、介護納付金分それぞれの区分ごとに県の通知額を計上しており ます。

次に、その下4款1項1目特定健康診査等事業費は、医療保険者に義務づけられた特定健康診査及び特定保健指導の実施に当たり、必要となる健診機関への委託料及び事務費等の経費であります。

特28ページをお開きください。 4 款 2 項 1 目疾病予防費は、国保加入者の人間ドックの受診費用の助成及び医療 費適正化事業のレセプト点検に関する経費であります。

その下5款1項1目財政調整基金積立金については、財源に不足が生じた場合及び国保税率の安定化を図ることを目的として積み立てるものです。

以上、国民健康保険特別会計予算について御説明申し上げましたが、よろしく御審議の上、議決賜りますようお願い申し上げます。

- ○委員長(堀川義徳) これより議案第14号に対する質疑を行います。 渡辺委員。
- ○渡辺委員(渡辺幹衛) 県から示されたので、率で計算すると下がりました。そのために市が低所得者対策としてやっていた独自減免も30年度はしない、それ以後についてはと市長にお尋ねしましたら、また低所得者の暮らしの問題を考えて、それはそれで検討が必要なら必要なときに考えますという答弁だったと思うんですが、滞納の状況をお尋ねしますかね、それでいただいた資料で1月末現在の資料なんですけど、7割軽減の人が1379世帯あって、そして減免申請をした人は、そこの89.99%、90%、それで滞納者は60世帯あるんですけど、それは内訳として減免申請があって滞納しているのか、減免申請もしないで滞納しているのかというのを7割、5割、2割、軽減なしのところわかりますか。
- ○委員長(堀川義徳) 健康保険課長。
- ○健康保険課長(見波淑江) そこまでの詳細についての分析等はしてございませんが、一般質問のときに霜鳥議員さんに7割軽減のところで約26%というふうにお答えしたかと思います。

- ○委員長(堀川義徳) 渡辺委員。
- ○渡辺委員(渡辺幹衛) それでお願いしたいのは、減免申請をすれば滞納にならんのに、減免申請しないために滞納 になっている人もいるんじゃないかなと思ったもんですから、その辺は市民税務との情報交換でよく把握しておいていただきたい。減免申請対象になるのにしないのは、何の理由か、例えば通知が届かないとか、訪問してもいないとか、いろいろ事情はあると思うんです。だけど、税そのものとか、またほかの制度でもそうなんですけど、手続をとれば市のほうでも滞納額として計上しなくても済むのに、手続をとらないために滞納になっていくというのはあるんじゃないか、ある意味では情報を知らないんだから、それは本人の責任だと言っちゃえばそうなんですけど、ここの事務上でもそういう手続がきっちりとられていれば、そういう後々になってからまた不納欠損などの手続もしないでも済むし、そういう努力をお願いしたいと思いますが、いかがですか。
- ○委員長(堀川義徳) 健康保険課長。
- ○健康保険課長(見波淑江) 今ほどちょっと私の答弁が誤っておりました。

全体の未申請者の中のたしか26%ということで、7割軽減にこだわった数字ではないというところをまず1点修正させていただきます。その上で、滞納されている方で未申請者の方につきましては、通知ももちろん出しておりますが、私どもが行っている納税相談の場であったり、あとは市民税務課のほうの徴収職員が毎回接触を持つ際には、お願いをしているところなんですが、この未申請者につきましては、なかなか会えなかったり、住所だけ置いておいてどこか不在であったり、そういったところでなかなか接触を持てない人が残っているというふうに理解していただきたいと思います。

- ○委員長(堀川義徳) 渡辺委員。
- ○渡辺委員(渡辺幹衛) 状況はわかるんですよ。じゃ、逆に言うと減免申請している世帯で滞納というのは把握できているんですか。
- ○委員長(堀川義徳) 健康保険課長。
- ○健康保険課長(見波淑江) 個々には承知しておりませんが、滞納世帯の一般的な理由の中には、やはり事業不振であったり、経営困難、多重債務、あと所得の問題、そういったところが主な滞納の原因というふうに市民税務課のほうと協議した中で、情報のほうは得ております。
- ○委員長(堀川義徳) これにて質疑を終わります。

これより討論を行います。

「「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長(堀川義徳) これにて討論を終わります。

これより採決します。

議案第14号 平成30年度新潟県妙高市国民健康保険特別会計予算は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○委員長(堀川義徳) 異議なしと認めます。

よって、議案第14号は原案のとおり可決されました。

議案第15号 平成30年度新潟県妙高市後期高齢者医療特別会計予算

○委員長(堀川義徳) 次に、議案第15号 平成30年度新潟県妙高市後期高齢者医療特別会計予算を議題とします。 提案理由の説明を求めます。健康保険課長。 ○健康保険課長(見波淑江) ただいま議題となりました議案第15号 平成30年度新潟県妙高市後期高齢者医療特別会計予算について御説明申し上げます。

まず、歳入から申し上げます。予算書特49ページをお開きください。上段の1款1項1目1節現年度分は、被保険者から納付していただく保険料で、運営主体である県広域連合会示されたものをもとに計上したものです。2月24日の県広域連合議会での議決、決定した保険料率は、均等割が1600円増の3万6900円、所得割が0.25%増の7.40%となり、新潟県では制度発足以来初めて引き上げ改定となりました。このほか賦課限度額62万円への引き上げ、制度発足時から激変緩和措置として実施されてきました保険料軽減措置について、低所得者に係る所得割額及び被用者保険の被扶養者であった方の均等割額が一部見直しとなること、並びに前年度に引き続き低所得者の均等割額の軽減に係る所得判定基準が改正され、保険料軽減の対象が拡大されることを反映し、2億7443万9000円を計上しております。

次に、中段の3款1項1目1節高齢者医療制度円滑運営事業費補助金は、平成31年度からの保険料通知において、 被用者保険の被扶養者軽減の取り扱いが変更になることに伴うシステム改修に対する補助金を計上しております。

次に、4款1項1目1節保険基盤安定繰入金は、県と市が負担している低所得者等に係る保険料軽減分に対する 一般会計からの繰入金であります。その下2節事務費繰入金は、制度の運営に係る人件費と事務費に対する一般会 計からの繰入金であります。

特51ページをお開きください。中段の6款4項1目1節のうち特別対策補助金は、人間ドック受診費用の一部助成と低栄養防止、重症化予防等の推進に対する県広域連合からの補助金であります。

次に、歳出について御説明申し上げます。特53ページをお開きください。上段の1款1項1目一般管理費は、人間ドック受診費用の一部助成と低栄養防止、重症化予防等の推進に係る経費のほか、制度を運営処理するための職員の人件費などの経常的な経費であります。

特55ページをお開きください。上段の2款1項1目広域連合納付金は、歳出の大半を占め、納付いただいた保険料や県と市が負担している低所得者等に係る保険料軽減分を県広域連合へ納付するものであります。

以上、後期高齢者医療特別会計予算について御説明を申し上げましたが、よろしく御審議の上、議決賜りますようお願い申し上げます。

○委員長(堀川義徳) これより議案第15号に対する質疑を行います。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○委員長(堀川義徳) これにて質疑を終わります。

これより討論を行います。

渡辺委員。

- ○渡辺委員(渡辺幹衛) 今課長の説明がありましたように、軽減制度の廃止、そして均等割の1600円増、所得割の0.25ポイント増、ますますこの制度は青天井だという指摘が当たってきます。そういう点では、この制度に基づく予算には賛成いたしません、反対です。
- ○委員長(堀川義徳) これにて討論を終わります。

これより起立により採決します。

議案第15号 平成30年度新潟県妙高市後期高齢者医療特別会計予算については、原案のとおり決定することに賛成委員の起立を求めます。

[賛成者起立]

○委員長(堀川義徳) 着席願います。

賛成委員多数であります。

よって、議案第15号は原案のとおり可決されました。

議案第18号 平成30年度新潟県妙高市介護保険特別会計予算

- ○委員長(堀川義徳) 次に、議案第18号 平成30年度新潟県妙高市介護保険特別会計予算を議題とします。 提案理由の説明を求めます。福祉介護課長。
- ○福祉介護課長(葭原利昌) ただいま議題となりました議案第18号 平成30年度新潟県妙高市介護保険特別会計予算 につきまして御説明申し上げます。

まず、歳入から申し上げます。特106、107ページをお開きください。 1 款保険料は、65歳以上の第1号被保険者の保険料であります。

3 款国庫支出金から次のページの 6 款繰入金につきましては、介護給付費や介護予防・日常生活支援総合事業などに係る国・県・市のルール分の負担金、交付金、一般会計繰入金などを計上しております。

次に、歳出について申し上げます。特112、113ページをお開きください。 1 款 1 項 1 目一般管理費では、介護保険事業に必要な事務経費のほか、中ほどの介護保険認定システム改修委託料につきましては、介護保険制度改正に対応するためのシステム改修委託料です。

特114、115ページをお開きください。 3 項 1 目介護認定審査会費では、介護認定審査会に係る報酬や認定調査に 係る賃金等を計上しております。

続いて、特116、117ページをお開きください。2款1項1目在宅サービス給付費は、訪問介護や通所介護、短期 入所生活介護など在宅サービスに係る保険給付費であります。

2 目施設サービス給付費は、特別養護老人ホーム、介護老人保健施設の施設サービスに係る保険給付費であります。

特118、119ページ、3目地域密着型サービス給付費は、認知症高齢者グループホームや小規模多機能型居宅介護、 小規模特別養護老人ホームなどに係る保険給付費であります。

下段の2項1目高額介護サービス費は、利用者負担の軽減対策として、所得に応じた自己負担額の上限が定められており、その限度額を超える額について給付するものであります。

特120、121ページ、3項1目特定入所者介護サービス費は、施設サービス費や短期入所サービスの食費と居住費を所得に応じた負担とするために給付するものであります。

下段の4項1目介護予防サービス給付費は、要支援認定者が利用する介護予防短期入所生活介護、介護予防通所 リハビリなどに係る保険給付費であります。

特122、123ページ、3款1項1目介護予防・生活支援サービス事業は、虚弱高齢者に対し日常生活上の支援を目的とした訪問型サービスや機能訓練や閉じこもり予防を目的とした通所型サービスを提供し、通所型サービスについては、新たに筋力向上型サービスを開始し、介護予防を積極的に図ってまいります。

特124、125ページ、2項1目一般介護予防事業は、高齢者が要介護状態にならないよう、健康寿命の延伸を図るため、引き続き健康長寿!目指せ元気100歳運動を展開し、70歳の節目の年齢の方に対する健康講座を初め、市民に対する介護予防の啓発を行ってまいります。

126、127ページ、3項1目包括的支援事業では、在宅医療、介護連携を推進するため、上越市と合同で立ち上げました在宅医療・介護連携推進協議会の活動強化を図り、スムーズな入退院時支援等を行います。

特128、129ページ下段、認知症対策推進事業では、認知症初期集中支援チームの運営強化など、認知症になって

も住みなれた地域で安心して暮らせる体制構築に取り組んでまいります。

132、133ページ、5款2項1目償還金は、平成29年度に県から借り入れを行う財政安定化基金貸付金の償還金を計上したものであります。

以上、議案第18号について御説明を申し上げましたが、よろしく御審議の上、議決を賜りますようお願い申し上げます。

○委員長(堀川義徳) これより議案第18号に対する質疑を行います。

八木委員。

○八木委員(八木清美) 認知症の対策推進事業、特129ページですが、認知症カフェについて開催されるということで お聞きしたいと思います。

今年度の認知症カフェの開催会場についてお尋ねします。

- ○委員長(堀川義徳) 福祉介護課長。
- ○福祉介護課長(葭原利昌) 認知症カフェでございますけども、29年の7月よりスタートしております。場所につきましては、けいなん総合病院6階の多目的ホールを利用しております。
- ○委員長(堀川義徳) 八木委員。
- ○八木委員 (八木清美) その具体的な内容ですか、事業内容をお尋ねします。
- ○委員長(堀川義徳) 福祉介護課長。
- ○福祉介護課長(葭原利昌) この認知症カフェでございますけども、まず対象といたしましては、認知症と診断され た御本人ですとか、その御家族の方を対象にしております。特に認知症の初期の段階の方で、出かける場がない方 や今後のことに不安を持っている方を対象に開いておりまして、時間はですね、大体午後の1時半から3時過ぎぐ らいといったところでございまして、内容的には認知症のミニ講座ですとか、軽運動ですとか、家族同士の交流で すとか、そういった内容でございます。
- ○委員長(堀川義徳) 八木委員。
- ○八木委員(八木清美) 今後の見通しですが、現在は妙高市の新井地域でけいなん病院で開催されていますけれども、 今後妙高地域とか、妙高高原地域でも開催されるような見通しはございますか。
- ○委員長(堀川義徳) 福祉介護課長。
- ○福祉介護課長(葭原利昌) 昨年から始めたばかりでございまして、非常に参加者もそう多くない状況でございます。 そういった状況の中で、やはり開催箇所をふやしてほしいという声も出てまいります。そういった中では、現在市 内1カ所となっておりますが、今後の将来展望といたしましては、気軽に参加してもらうには、やはりもっと開催 地区をふやして、もっと身近なところでというふうに思っております。そういう意味では、地域の茶の間というも のも今非常に行われてきておりますけども、そういったものと連携ができないか、また今後ちょっと研究をしてみ たいなと思っています。
- ○委員長(堀川義徳) 八木委員。
- ○八木委員(八木清美) 認知症も進むことによって、グループホームやそれから介護施設に入所できるんですが、初期症状の場合ですと、なかなか症状がわかりづらくて、病気なのかどうかわかりづらい状態なんですが、そういうことから家庭内のいざこざとか、進めば家庭内崩壊まで起きかねないという背景が考えられます。そうならないためにも、認知症の御本人とか、それから御家族のケアが非常に大事だと思いますので、今後ともその辺を推進していただきますようお願いいたします。

以上です。

- ○委員長(堀川義徳) 渡辺委員。
- ○渡辺委員(渡辺幹衛) 職員給与についてお尋ねします。

一般会計の皆さんなら多くても少なくても直接は私はどうってことないんですけど、特別会計の職員の皆さんによると、これは直接住民の負担に響くんですよね、保険料に響くんですよね。そうしますと、この間総括質疑でもありましたけど、原則は今の体制で見積もると、だけど1日、じき内示になりますけど、内示になってみたら特別会計のとこは人数が限られているもんだから、足らなくなる場合も出てくる。そういう点では私ね、これ今のをここ幾つか見ると、270万くらいから高い人で350万くらい、1人のとこがあります。その人たちで処理できた仕事です。そうすると、そのところへ異動になったからといって、500万も600万もの人をどうしても当てはめなければいけないかという問題が出てきます。そういう点では、負担にはね返らないような配慮も必要ではないか。それは、一般会計でやればどうでもいいというわけでもないんですけど、それは多くの中での対応ですし、場合によっては高い職員だけしか来ない課もあってもやむを得ない場合があると思います、その時々によって。だけど、特別会計の担当する職員の配置については、職命で来ればやむを得ない、それはまた市長と相談しなけりゃいけん問題もありますけど、そうでなければ各課長の裁量でもできるわけですから、単なる人件費、この人をここへ当てはめればいいというだけじゃなくて、予算の最初の執行計画を立てるときは、十分配慮していただきたいと思いますが、いかがですか。

- ○委員長(堀川義徳) 福祉介護課長。
- ○福祉介護課長(葭原利昌) 介護保険特会の職員の関係でございますが、今現在2級、それから3級職員を予定しているところでございます。この介護保険特会につきましては、28年度、それから27年度もやはり同等の2級、3級職員で対応、実施しているところでございます。委員おっしゃるとおりですね、補助事業も入ってくる事業ではございますけども、なかなかそういう急激な増減がないように、また私どももそのようにですね、していきたいなという気持ちは持っております。
- ○委員長(堀川義徳) 渡辺委員。
- ○渡辺委員 (渡辺幹衛) お願いします。それで、介護サービスの利用者のところでお尋ねしたいんですけど、29年度 について、自立の状況はどのようでしたか。
- ○委員長(堀川義徳) 福祉介護課長。
- ○福祉介護課長(葭原利昌) 自立の状況でございますけども、私どもちょっと調べました。要するに自立といいますか、要介護度が改善された状況と捉えまして。在宅サービスの利用者で3カ年ですね、これ平成27、28、29とちょっと追跡をしました。その3カ年の認定がどういうふうになったかといったところなんですが、在宅サービス者では860人のうち84人、これ9.8%、約1割で要介護度の改善が見られたと。それから、施設サービスの利用者でございますけども、同様に316人のうち29人ということで、これも約1割程度の改善が見られたということです。
- ○委員長(堀川義徳) 渡辺委員。
- ○渡辺委員(渡辺幹衛) 在宅はいいんですけどね、例えば施設ですと、施設が選定するわけですから、改善が認められれば保険からの給付が多くなったりする、誘導するような施策も考えられているようなんですけど、それが余り極端になって経営だけを重視するような施設になると、改善が認められるような人はとるけど、そうでない人は断るなんてことが出るんじゃないかという心配があるんですけど、そういうチェックはできますか。
- ○委員長(堀川義徳) 福祉介護課長。
- ○福祉介護課長(葭原利昌) 委員御懸念のお話は、私どももしているところでありまして、また国・県等を通じながらですね、そういった具体的な運営の仕方というのが今後出てくるんだろうと思っています。

- ○委員長(堀川義徳) 山川委員。
- 〇山川委員(山川香一) 特117ページの今渡辺委員も言ったのにちょっと関連あるかと思うんですが、在宅サービス事業というのは、これからどんどんふえると思うんですよね。今現在14億以上の利用料あるわけですけども、現在大体どのくらいの方、人数的には。
- ○委員長(堀川義徳) 福祉介護課長。
- ○福祉介護課長(葭原利昌) 在宅サービスのところでございますけども、短期入所生活介護、ショートスティの関係 でございますけども、こちらにつきましては、29年度の今の実績見込みでございますけども、1月当たり3218日の 利用になっております。それから、福祉用具の貸与も額的には非常に多うございまして、1月当たり714人の利用、 それから通所介護につきましても、1月当たり4178回の利用と、そういう状況になっております。
- ○委員長(堀川義徳) 山川委員。
- ○山川委員(山川香一) ありがとうございました。これからですね、介護施設から在宅介護のほうへ国も方針転換で努力されて、特にですね、妙高市は在宅介護になる場合ですね、24時間対応の介護へルパーなどの充実はどんなふうになっているのか、また今後どういうふうにやりたいんか、その点についてひとつお願いします。
- ○委員長(堀川義徳) 福祉介護課長。
- ○福祉介護課長(葭原利昌) 24時間介護については、結構前からお話は出ておりますが、実態としてこれは新潟県下においてもなかなか進んでいないのが実情でございます。それは、提供する体制の問題、それからまたニーズの問題ですね、受け入れる側として、じゃ24時間、真夜中もというようなところでは、ちょっとまだまだ先なのかなと思っています。
- ○委員長(堀川義徳) 山川委員。
- ○山川委員(山川香一) ありがとうございます。非常にですね、どこの市町村も広範囲の場所、すなわちですね、範囲が密集している市内であれば、24時間対応も十分可能だろうと。しかしながら、我が妙高市のように中山間地も含めですね、距離的にもあって、非常に家が分散していると、こういう中では非常に大変ということでありますので、今後ともですね、こういう充実にひとつ御努力願いたいと。

もう一点お聞きしたいんですが、114ページにあります介護認定審査会費と、それから認定調査費の関連を見ますと、調査費のほうが減っているんですが、これは人数が単純に減っているというふうに理解していいか、その点。

- ○委員長(堀川義徳) 福祉介護課長。
- ○福祉介護課長(葭原利昌) こちらにつきましては、29年度予算で1人認定調査員を増員しようという予算計上して おりました。それは、やはり認定調査ですね、要介護認定者がふえていることに伴って、調査員もふやそうと思っ たんですけども、なかなかですね、人材が確保できずに、今回30年度については、これは1人分の人件費は盛って おりません。じゃ、どうするかといったところですが、いわゆる認定調査につきましても、市内のケアマネジャー さんからの協力を得ようというスタイルにしております。
- ○委員長(堀川義徳) 山川委員。
- ○山川委員(山川香一) ありがとうございました。

もう一点ですね、八木委員とちょっと重なるかもしれないんですが、131ページの認定高齢者の関連することについて伺いたいんですが、成年後見制度があるわけですけども、この中で手数料というのは当然事務的手続だと思うんですけども、同じやつですね、申立手数料助成というやつが載っているんですが、これはその_____に当たって弁護士やあるいは司法書士と考えていいんか、その点について。

○委員長(堀川義徳) 福祉介護課長。

- ○福祉介護課長(葭原利昌) こちらにつきましては、成年後見制度利用料の助成のほうでよろしかったでしょうか。
- ○山川委員(山川香一) 制度申立手数料と、それから申立手数料助成ってあるんですよね。この助成のほうは司法書 士か弁護士の手数料と考えていいんか、その点について。
- ○福祉介護課長(葭原利昌) 成年後見制度申し立ての手数料につきましては、これ市長申し立てする場合の手数料で ございます。

それから、その下のですね、成年後見制度利用料の助成につきましては、成年後見になっていただいた方、司法 書士さんですとか、弁護士さんにお支払いする費用でございます。

- ○委員長(堀川義徳) 山川委員。
- ○山川委員(山川香一) ありがとうございます。

もう一点、この中でですね、認知症高齢者徘回感知装置設置費助成となっているんですが、1万6000円と額は非常に低いんですけども、これはよく報道されているGPSやその他の器具の設置と考えていいんか、その点について。

- ○委員長(堀川義徳) 福祉介護課長。
- ○福祉介護課長(葭原利昌) まだGPSを使って云々ということではございませんで……
- ○山川委員(山川香一) ボタン……
- ○福祉介護課長(葭原利昌) そういうことですね。
- 〇山川委員(山川香一) わかりました。
- ○委員長(堀川義徳) これにて質疑を終わります。

これより討論を行います。

渡辺委員。

- ○渡辺委員(渡辺幹衛) 介護保険この制度ですね、被保険者の負担割合、5期のときは21%、6期のときは22%、7期のときは23%、こうなっていくんですよね。そうしますと、これも先ほども指摘しましたけど、後期高齢者並みにこういう制度をそのままにしておけば、どんどん負担がふえていく、そういうふうになる仕組みになっています。そういう点では、私は後期高齢者と同じ青天井と指摘されたそのような形になっていくこの制度のそのものも条例では反対しましたし、予算にも反対いたします。
- ○委員長(堀川義徳) これにて討論を終わります。

これより起立により採決します。

議案第18号 平成30年度新潟県妙高市介護保険特別会計予算は、原案のとおり決定することに賛成委員の起立を 求めます。

[賛成者起立]

○委員長(堀川義徳) 御着席ください。

賛成委員多数であります。

よって、議案第18号は原案のとおり可決されました。

○委員長(堀川義徳) 以上で当委員会に付託されました案件の審査が全て終了しました。

また、本日予定しておりました日程が全て終了しましたので、これをもちまして建設厚生委員会を散会します。 どうも御苦労さまでした。

散会 午後 3時16分